大船渡都市計画マスタープラン

平成 28 年3月

大 船 渡 市

大船渡都市計画マスタープラン

◆ 目 次 ◆

序章　はじめに……1
　序－１．都市計画マスタープランの概要……1
　序－２．改定の趣旨……2
　序－３．内容と構成……3
第１章　都市の現況と課題……5
　１－１．大船渡市の現況・特性……5
　１－２．上位計画の整理……13
　１－３．都市づくりの課題……15
第２章　全体構想……16
　２－１．将来都市像……16
　２－２．将来人口フレーム……19
　２－３．将来都市構造……20
　２－４．分野別の方針……25
　　2-4-1　土地利用……25
　　2-4-2　交通……29
　　2-4-3　公園・緑地……31
　　2-4-4　その他の施設……32
　　2-4-5　防災まちづくり……33
　　2-4-6　環境と共生するまちづくり……34
第３章　地区別構想……35
　３－１．地区の構成……35
　３－２．盛地区……36
　３－３．大船渡地区……40
　３－４．赤崎地区……45
　３－５．猪川・立根地区……49
　３－６．末崎地区……53
　３－７．日頃市地区……57
　３－８．綾里地区……61
　３－９．越喜来地区……65
　３－10．吉浜地区……69
第４章　実現化に向けて……73
　４－１．段階的な整備方策……73
　４－２．実現化に向けた取組……74
参　考……76

序章　はじめに

序－１．都市計画マスタープランの概要

１．都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第１８条の２に基づき市町村が策定するものであり、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として以下の役割を有しています。

◆都市計画の総合性・一体性を確保します。
◆実現すべき都市の将来像を明らかにします。
◆都市づくりの方向性に対する住民の合意形成を促進し、都市計画の円滑化を図ります。
◆市が定める都市計画の決定・変更の指針となります。

２．都市計画マスタープランの位置づけ

◆　「大船渡市総合計画」、「大船渡市復興計画」及び「大船渡都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図り、本市の都市計画部門の総合的かつ具体的な事業と取組の方向性を明らかにするものです。
◆　「大船渡市復興計画」に基づき、本市が進める復興事業や復興後のまちづくりに必要な都市計画の方向性を示すものです。
◆　本市の都市づくり分野の各計画と事業計画の策定に当たり、本計画と整合を図って進めていきます。

計画の体系

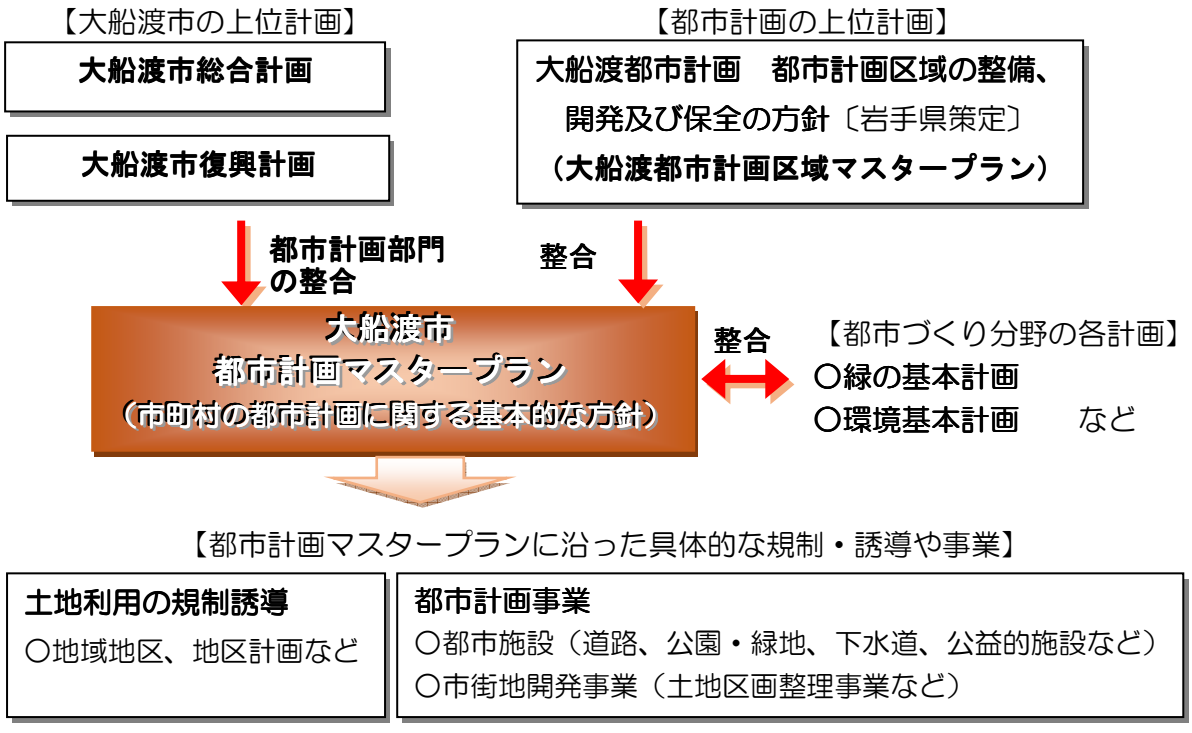

序－２．改定の趣旨

大船渡都市計画マスタープランは、平成８年３月に策定され、本市の都市づくりの基本方針としてこれまで運用してきました。

しかし近年、三陸町との合併をはじめ、人口減少・少子高齢社会の進行、産業構造の変化など、計画策定時（平成８年）から本市を取り巻く社会経済情勢は目まぐるしく変化しているとともに、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災からの復興に向けて、早期に計画的まちづくりを推進していくことが本市に求められています。

このような、本市の様々なまちづくりの諸問題に対応することが必要であることから、都市計画マスタープランを見直し、改定するものです。

【改定の趣旨】
①東日本大震災・津波災害からの復興への取組に必要とされる都市計画を位置づけるマスタープランとして見直します。
②社会経済情勢の変化へ的確に対応する都市計画を位置づけます。
③総合計画や復興計画などの上位計画の改定・策定との整合を図ります。

序－３．内容と構成

１．計画の対象エリア

本計画の対象区域は、原則として都市計画区域とします。

ただし、将来都市像などについては、市域一体の都市づくりを進めていく必要があることから、市域全体を対象とします。

なお、都市計画区域は地形条件、人口や社会経済の動向を踏まえ、現在の都市計画区域の規模・範囲とします。

都市計画区域

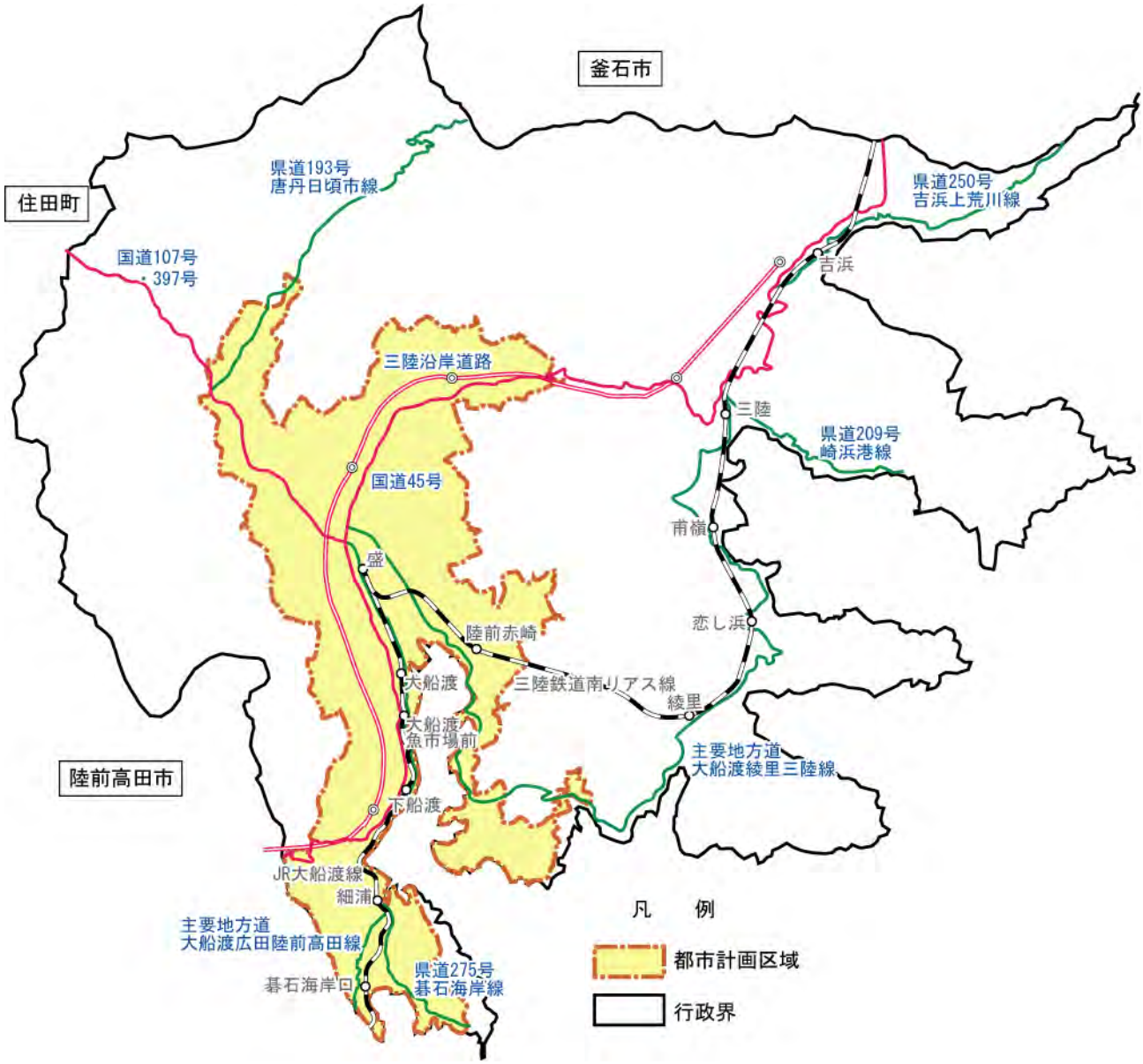

２．計画の目標年次

本計画は、長期的な視点に立ち、概ね 20 年後の都市の将来像を描くものとします。

ただし、総合計画と復興計画の目標年次は平成 32 年度であることから、これら上位計画との整合を図るため、将来人口フレームの設定や施設の整備方針などは、平成 32 年度を目標年次として定めるものとします。

なお、本計画は復興関連事業の進捗状況や更なる社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直すものとします。

３．計画の構成

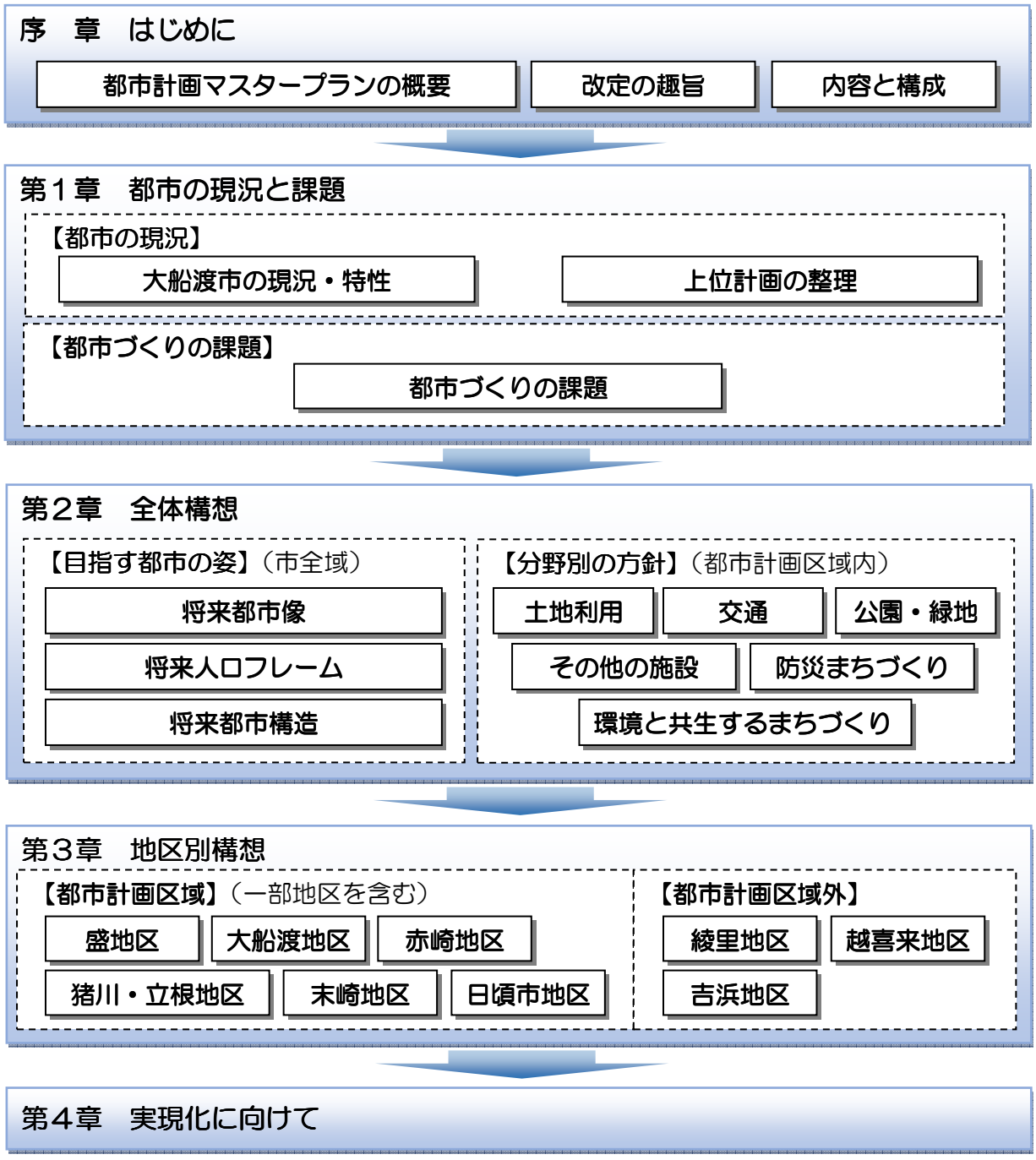

第１章　都市の現況と課題

１－１．大船渡市の現況・特性

１．位置・地勢

○本市は、岩手県の南東部に位置し、東側と南側を太平洋に面する三陸海岸沿いの都市です。

○奥行きの深い大船渡湾をはじめとする湾や岬、急峻な山地が海岸線まで迫る典型的なリアス海岸により、変化に富む優れた景観を有しています。

○本市の市街地は、盛川下流域から大船渡湾沿いに形成されており、その周囲を丘陵地が取り囲んでいます。

○太平洋沿岸の各都市とは、三陸沿岸道路と国道 45 号で結ばれています。

○岩手県内陸部の各都市とは、国道 107 号／397 号で結ばれています。

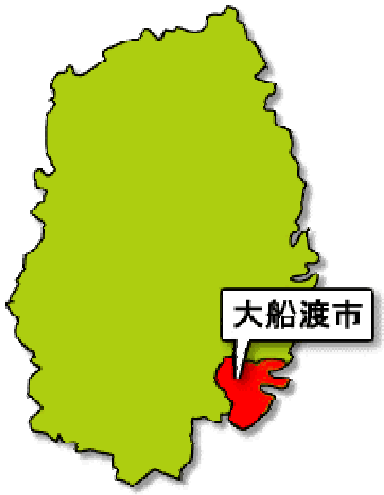

大船渡市の位置

２．沿革

○本市は、明治 12 年に盛町へ気仙郡役所が設置されて以来、気仙地域の中心地として発展し、行政、経済、文化などの様々な分野で重要な役割を担ってきました。

○明治 30 年代には、大船渡港を生かした臨海型の工業都市建設が構想され、工業の導入が図られてきました。

○昭和 27 年に盛町、大船渡町、末崎村、猪川村、日頃市村、立根村、赤崎村の２町５カ村が合併し、大船渡市が誕生しました。

○その後、臨海型工業都市の形成を目指して積極的に工業導入を図るとともに、漁業や水産加工業が盛んに行われ、工業・水産業のまちとして発展してきました。

○平成 13 年には三陸町と合併し、現在の大船渡市が誕生しました。

○平成 23 年３月 11 日の東日本大震災により未曾有の被害を受け、復興に向けた各種事業を推進しています。

３．人口・世帯

○本市の人口は、38,559 人（住民基本台帳／平成 27 年９月 30 日現在）であり、平成 13 年の三陸町との合併以降も徐々に減少を続けています。

○世帯数は、15,128 世帯（住民基本台帳／平成 27 年９月 30 日現在）であり、概ね横ばいで推移しています。また、世帯当たり人員は減少しており、１世帯あたり３人を下回っています。

○年齢階層別人口では、高齢化率（65 歳以上の人口比率）は著しく上昇し、平成 22 年には 30%を超えています。

１－１．大船渡市の現況・特性

〇年少人口比率と生産年齢人口比率はともに減少傾向で推移しており、少子高齢化が着実に進行しています。

人口・世帯数・世帯当たり人員の推移

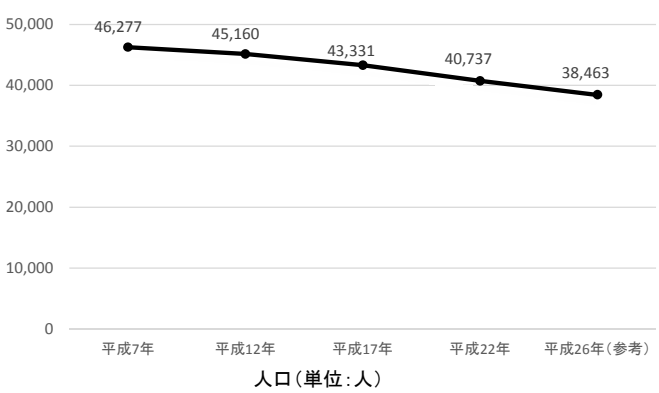

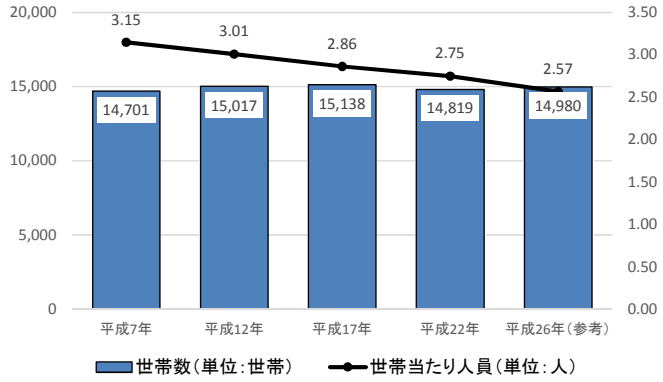

（出典：平成７～22 年は国勢調査、平成 26 年は住民基本台帳）

年齢階層別人口比率の推移

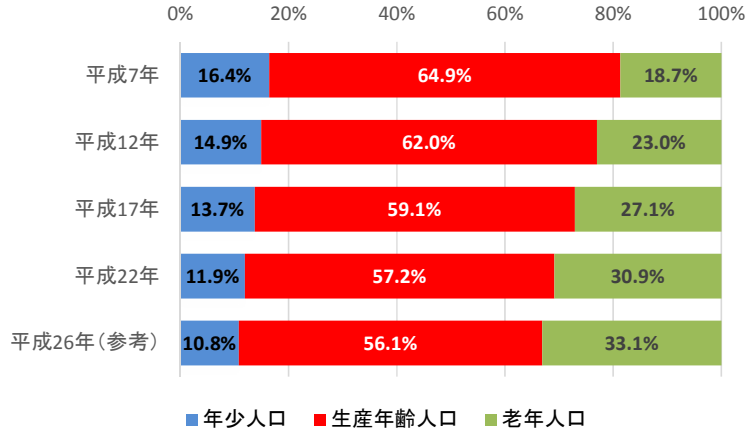

（出典：平成７～22 年は国勢調査、平成 26 年は住民基本台帳）

4．産業

〇本市の就業人口は、平成 22 年国勢調査で 18,645 人となっており、減少傾向にあります。

〇第１次及び第２次産業は、就業人口、就業比率ともに減少傾向にあります。第３次産業人口は概ね横ばいですが、第１次及び第２次産業の減少に伴い、就業比率は増加しています。

産業別人口と人口比率の推移

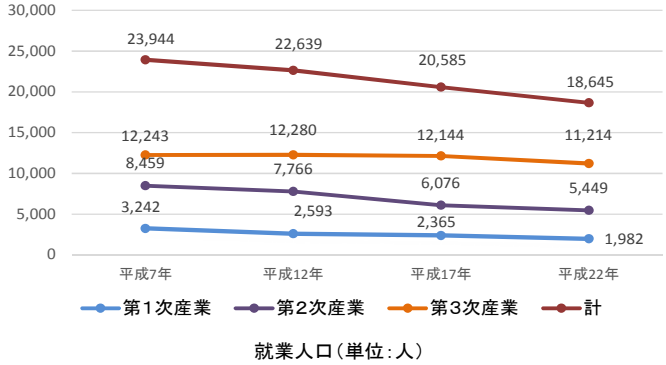

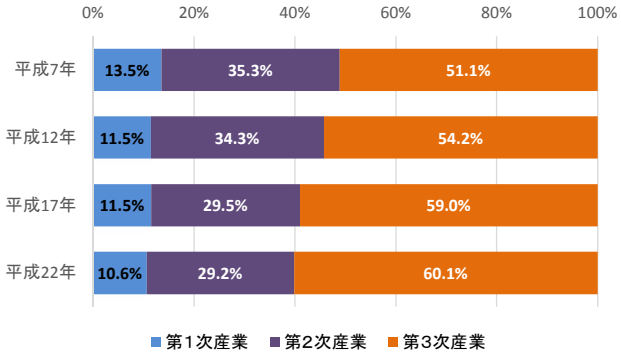

（出典：国勢調査）

１－１．大船渡市の現況・特性

○魚市場の水揚高と水揚金額は、平成 20 年度まで増加傾向にありましたが、それ以降水揚高は減少し、特に平成 23 年度は東日本大震災の影響で著しく低下しました。しかし、平成 24 年度には増加に転じており、震災前の水準に戻りつつあります。

○農林業については、農業産出額、林業純生産額とも長期的に見て減少傾向にあります。

魚市場の水揚高と水揚金額の推移

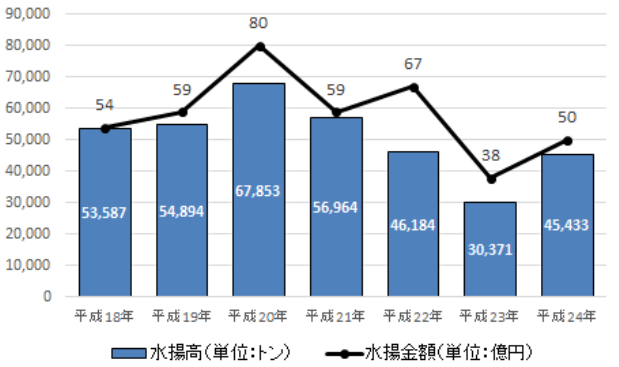

農業産出額・林業純生産額の推移

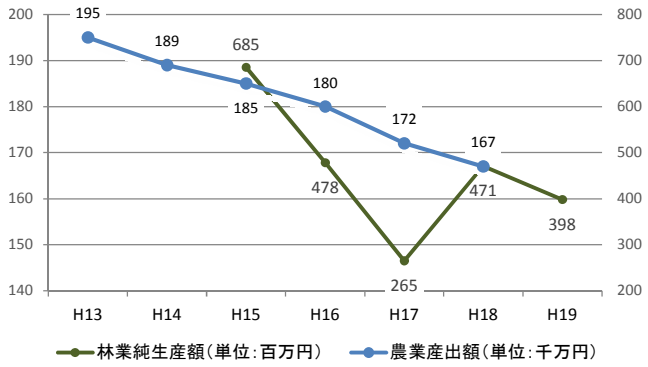

（出典：大船渡魚市場資料、岩手農林水産統計年報、市民所得推計）

○工業製造品出荷額は、平成 20 年度まで微増傾向にありましたが、近年は減少に転じています。業種別に見ると、食料品製造業、窯・土石製品製造業などの業種が上位を占めています。

○年間商品販売額は、近年概ね横ばい傾向にあります。一方で、事業所数、従業員数は減少傾向にあることから、店舗の大型化が伺えます。

製造品出荷額と事業所数・従業員数の推移

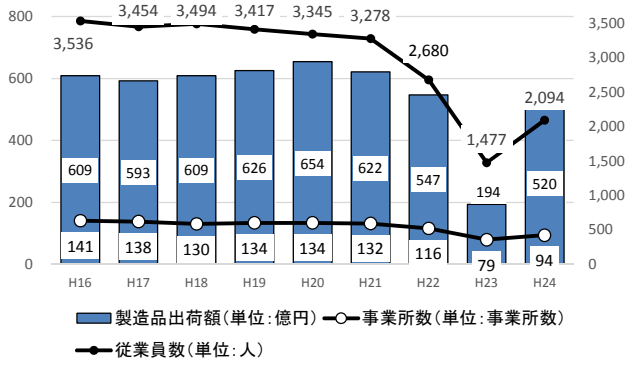

商品販売額と事業所数・従業員数の推移

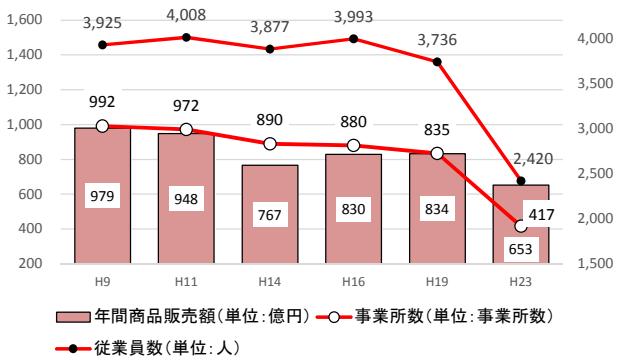

（出典：工業統計調査報告書、商業統計調査報告書）

○観光・レクリエーション客数と宿泊者数は概ね横ばい、または微減の傾向にあります。
○平成 24 年度には復興関連の需要により、宿泊者数が大きく増加しています。

観光・レクリエーション客数と宿泊者数の推移

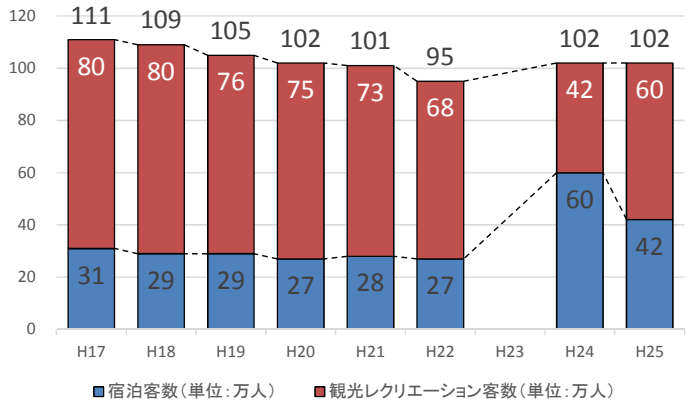

（出典：商業観光課　※平成 23 年は、東日本大震災の影響により、数値不詳。）

5．土地利用

○本市の土地利用は、「山林」が市域面積の約７割を占めています。
○「宅地」は約 3%となっており、海岸、河川沿いの平地に市街地や集落として形成されています。

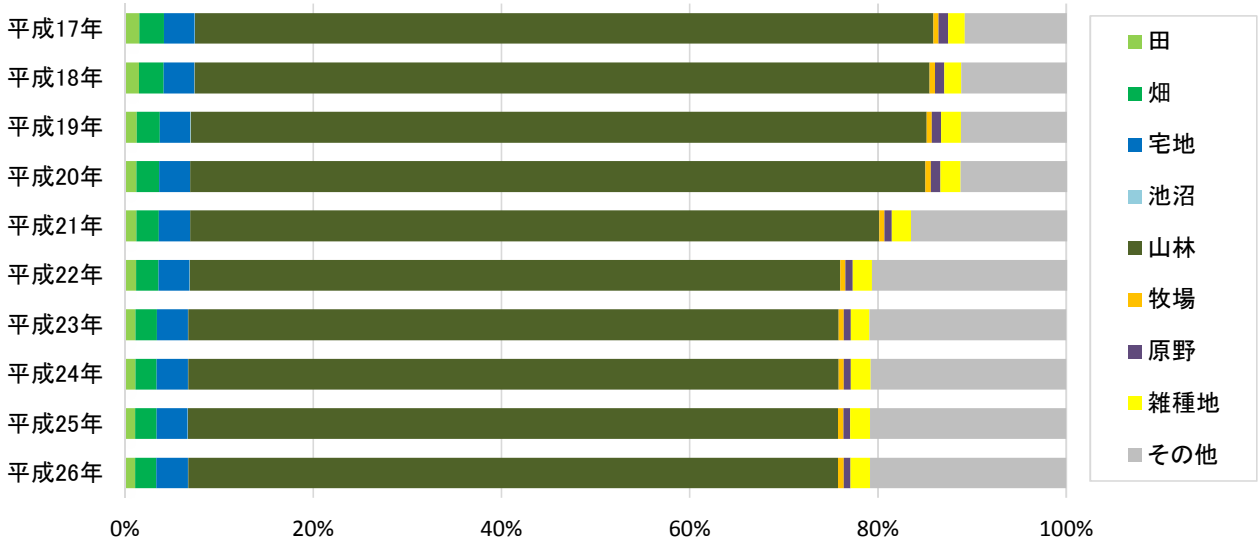

（出典：大船渡市統計書）

○都市計画区域内の用途別土地利用現況においても、自然的土地利用が７割以上を占め、その大半が山林となっています。都市的土地利用は、住宅用地や商業用地、工業用地を合わせて 10.6%で、市街地内にコンパクトに集約されています。
○用途地域が指定されていない集落では、住宅地と農林水産業に関する土地利用が多くなっています。
○東日本大震災の津波により、沿岸部にある市街地や集落地で多くの土地が被災しました。

用途別土地利用現況〔市中心部〕（平成 24 年度都市計画基礎調査）

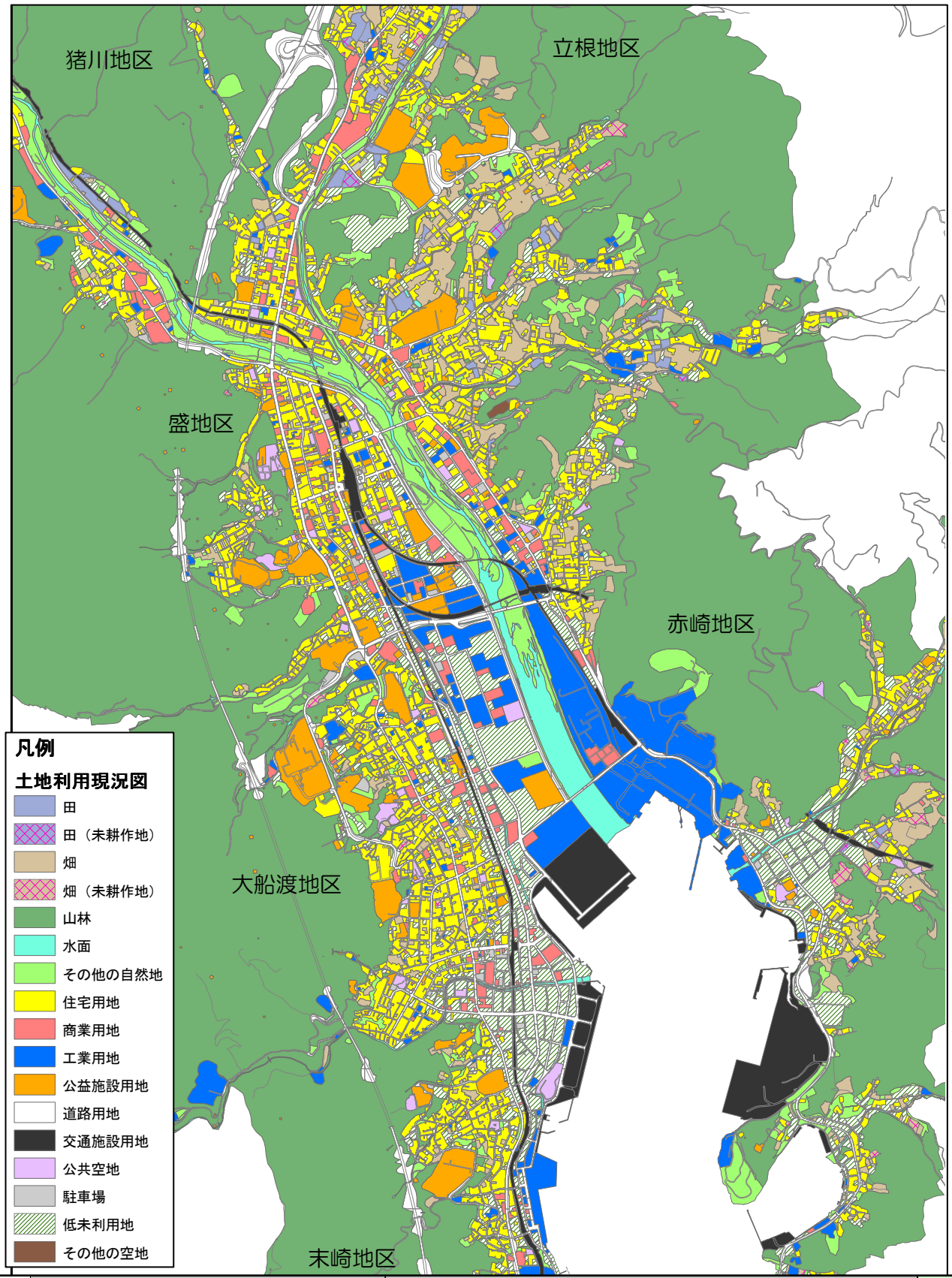

	自然的土地利用								都市的土地利用												総計
	農地				山林	水面	その他の自然地	小計	住宅用地	商業用地	工業用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	駐車場	低未利用地	その他の空地	小計	
	田		畑																		
	うち田	うち耕作地	うち畑	うち耕作地																	
面積(ha)	76.16	15.23	296.6	21.01	4159.51	62.91	270.14	4901.56	441.62	70.81	204.03	133.64	442.28	97.35	27.66	0	13.08	315.78	3.84	1750.09	6651.65
割合(%)	1.1	0.2	4.5	0.3	62.5	0.9	4.1	73.7	6.6	1.1	3.1	2.0	6.6	1.5	0.4	0.0	0.2	4.7	0.1	26.3	100.0

※本図は、平成 24 年度の調査時点における土地利用の現況であるため、被災した土地を低未利用地として分類しています。

６．道路・公園

（１）道路

〇都市計画道路は 18 路線、総延長 41.87 ㎞を指定しています。このうち、３・６・14 大船渡細浦線の一部区間を除き、供用済みとなっています。

〇都市計画道路の整備率は 80.9%となっています。

〇駅前広場は、盛駅（東口・西口）と細浦駅の２駅の計３か所が都市計画決定しています。このうち、盛駅は東口・西口ともに整備済みとなっています。

（２）都市公園

〇都市公園は、街区公園、近隣公園、都市緑地を合わせて 36 か所、25.5ha が整備済みとなっています（平成 25 年 12 月１日現在）。都市計画区域内における１人当たりの公園面積は 7.72 ㎡/人で、県全体の１人当たり面積よりも低い状況となっています（平成 28 年１月 31 日現在）。

〇都市計画決定している都市公園及び都市緑地は、29 か所 23.58ha となっています。

天神山公園

都市計画道路・都市計画公園の指定状況〔市中心部〕

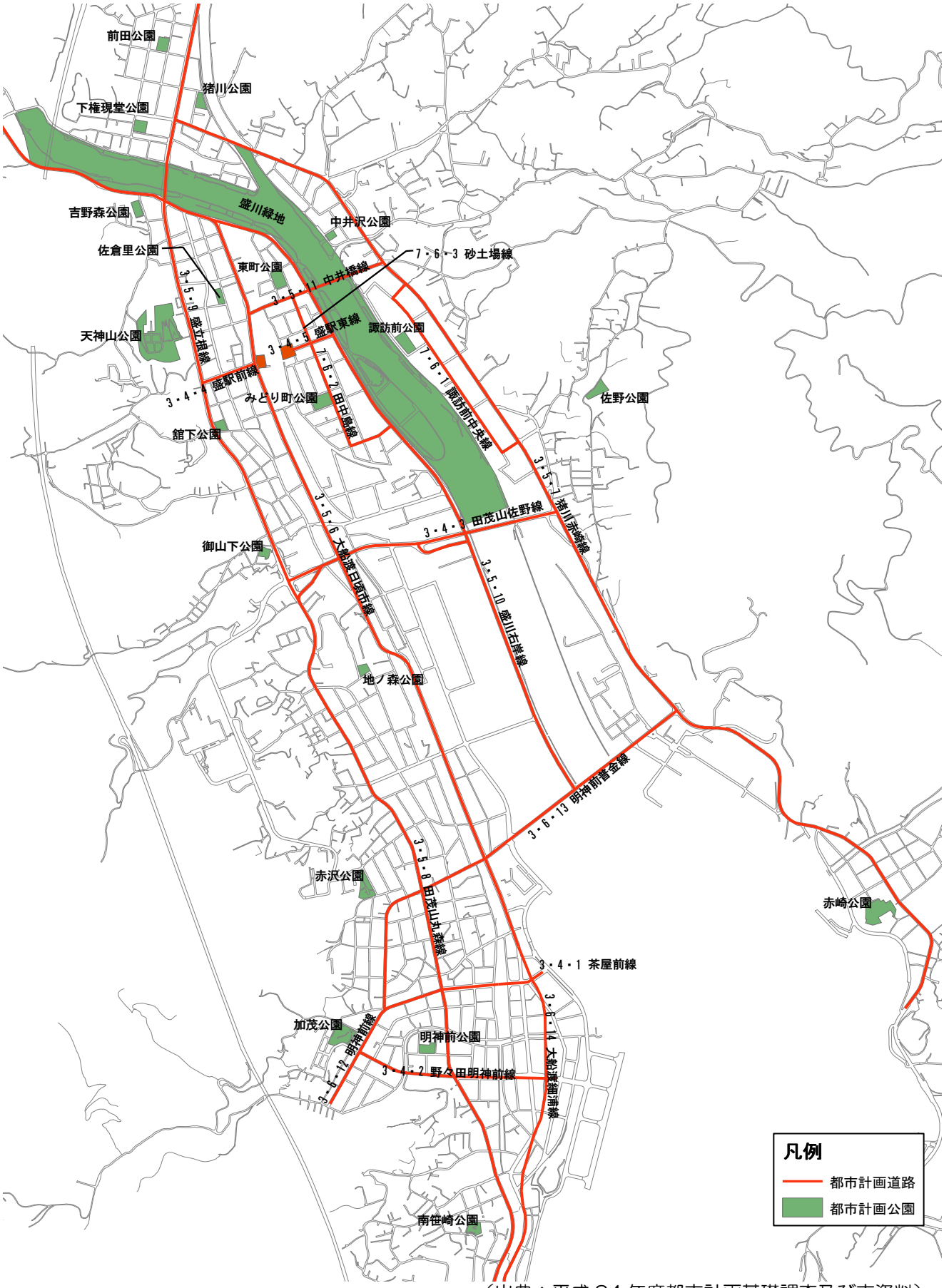

（出典：平成 24 年度都市計画基礎調査及び市資料）

7. 公共交通

（1）鉄道

〇鉄道は、盛駅を起点にしてJR大船渡線と三陸鉄道南リアス線が通っていますが、ＪＲ大船渡線については、東日本大震災による被災のため、JR大船渡線BRT（バス高速輸送システム）による代替輸送が行われています。（平成28年1月31日現在）

〇市内には盛駅のほか、JR大船渡線ＢＲＴ駅として５駅、三陸鉄道南リアス線の駅として６駅が設置されており、市内の主要な地区を結ぶとともに、三陸海岸の沿岸都市をつなぐ広域的な移動手段として利用されています。

（2）バス

〇県立大船渡病院を起点に、路線バス網が形成されています。

〇路線バスの利用は減少傾向にあり、これに伴って運行本数も減少しています。

〇不採算路線については、通勤や通学、通院などの移動手段を確保するため、代替となるコミュニティ交通の運行を検討しています。

ＢＲＴ（ＪＲ大船渡線）

１－２．上位計画の整理

１．大船渡市総合計画　基本構想（平成 23 年３月：大船渡市）

◆計画期間：平成 23 年度～32 年度

◆将来都市像

恵まれた自然環境のもとで、安心して生き生きと暮らせるまちづくり、また、魅力的で活力に満ちたまちづくりを進めながら、三陸沿岸地域の拠点都市にふさわしい「輝き」や「躍動感」あふれるまちを創っていくことを目指します。

ともに創る　三陸の地に輝き躍動するまち　大船渡

【政策の大綱】

○豊かな市民生活を実現する産業の振興
○安心が確保されたまちづくりの推進
○豊かな心を育む人づくりの推進
○潤いに満ちた快適な都市環境の創造
○やすらぎのある安全なまちづくりの推進
○自然豊かな環境の保全と創造
○自立した行政経営の確立

◆将来フレーム

目標年次	人口	世帯当たり人員	高齢者比率
平成 32 年度	37,000 人	2.59 人/世帯	37.3%

２．大船渡市復興計画（平成 23 年 10 月：大船渡市）

◆計画期間：平成 23 年度～32 年度

前期　～平成 25 年度
中期　平成 26 年度～平成 28 年度
後期　平成 29 年度～平成 32 年度

◆復興後の大船渡市の姿

大災害を乗り越え、よりよいまちとして再生するために目指すべきまちの姿

命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡

【僕たち、私たちの大船渡市復興提言】

１．津波に強い安全なまちにしましょう。
２．伝統や文化を大切にしていきましょう。
３．新しい大船渡市を創るために、みんなで力を合わせて協力し合いましょう。

◆復興における目標

① 市民生活を再建し、人のつながり・地域の結びつきを大切にしながら、安心・安全なまちをつくります。

② 地域の資源、産業・経済、雇用の連動により、活気あふれるまちをつくります。

③ 将来にわたって災害に強いまちを支える都市基盤をつくります。

④ 被災の教訓を生かし、自分たちのまちは自分たちで守るため、減災の考え方に基づく防災の仕組みをつくります。

３．大船渡都市計画区域マスタープラン（平成 16 年５月：岩手県）

◆都市計画区域の将来像

三陸リアスの海洋拠点都市

◆都市計画区域の基本方針

①海や山の自然と調和した三陸リアスの生活空間の形成

②安心して生活できる快適な居住環境の形成

③海上交通と陸上交通の結節を生かした産業活動の展開

④広域的なネットワークの形成と都市内拠点間の機能連携を支える都市軸の形成

⑤２つの都市拠点の形成と都市機能の充実・強化

１－３．都市づくりの課題

（１）少子高齢・人口減少社会への対応

○高齢化率の上昇、人口の減少が進む本市において、高齢者や子育て世代など誰もが生活しやすい都市環境を維持し、さらなる向上を図る必要があります。

○人口の定住化を促進していくため、都市機能や都市基盤の充実を図る必要があります。

（２）自然環境との共生、環境問題への対応

○豊かな自然や農地の保全を図り、未来へ継承していく必要があります。

○市民の生活や産業・観光の場として自然を有効活用していくとともに、自然と共生した「環境未来都市」づくりをさらに進めていく必要があります。

（３）安全・安心の確保

○復興計画に基づく復興まちづくりを円滑に進めていく必要があります。

○減災・防災対策の施設・機能整備と併せて、防災意識啓発などのソフト対策を進めていく必要があります。

（４）持続可能な都市構造の構築

○被災した本市の中心市街地である大船渡駅周辺地区には、商業や街なか居住など都市機能の集約化を進め、中心地の機能再生、活性化を図る必要があります。

○公共交通の維持や利便性の向上、エネルギー効率の向上を図り、環境に優しい低炭素型の都市づくりを目指す必要があります。

（５）都市の個性、魅力の創出

○豊かな自然や多様な地形が織りなす景観、地域が培ってきた独自の地域資源を生かし、都市の個性や魅力を創出していく必要があります。

○市民生活の豊さの向上、観光客の増大を図るために地域資源を活用していく必要があります。

（６）協働まちづくりの推進

○地方分権や人々の価値観・生活様式の多様化が進むなか、まちづくりに対する市民の期待に応えていく必要があります。

○今後のまちづくりは、市民・事業者・行政が各々の役割を担うとともに、協働の都市づくりに取り組んでいく必要があります。

第２章　全体構想

２－１．将来都市像

○将来的な発展に向けた 20 年後の都市づくりの考え方は、「大船渡市総合計画」の基本構想における将来都市像の考え方とします。
○緊急課題である復興に向けた都市づくりの考え方は、「大船渡市復興計画」における復興後の大船渡市の姿とします。

将来の発展に向けた都市づくり（総合計画の将来都市像）
◆恵まれた自然環境のもとで、安心して生き生きと暮らせるまちづくり、また、魅力的で活力に満ちたまちづくりを進めながら、三陸沿岸地域の拠点都市にふさわしい「輝き」や「躍動感」あふれるまちを創る

東日本大震災

復興に向けた都市づくり（復興計画における復興後の都市像）
○市民ワークショップでの提言
①だれもが安心して暮らせるまち
②活気あふれるまち
③支え合いの“わ”でつなぐまち
○こども復興会議提言書
①津波に強い安全なまちにしましょう
②伝統や文化を大切にしていきましょう
③新しい大船渡市を創るために、みんなで力を合わせ協力し合いましょう

将来都市像
◆ともに創る　三陸の地に輝き躍動するまち　大船渡
大災害を乗り越え、よりよいまちとして再生するために目指すべきまちの姿
◆命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡

目指すべき都市づくりの将来目標の設定

２－１．将来都市像

本市の都市計画が目指すべき都市づくりの将来目標を次のとおり設定します。

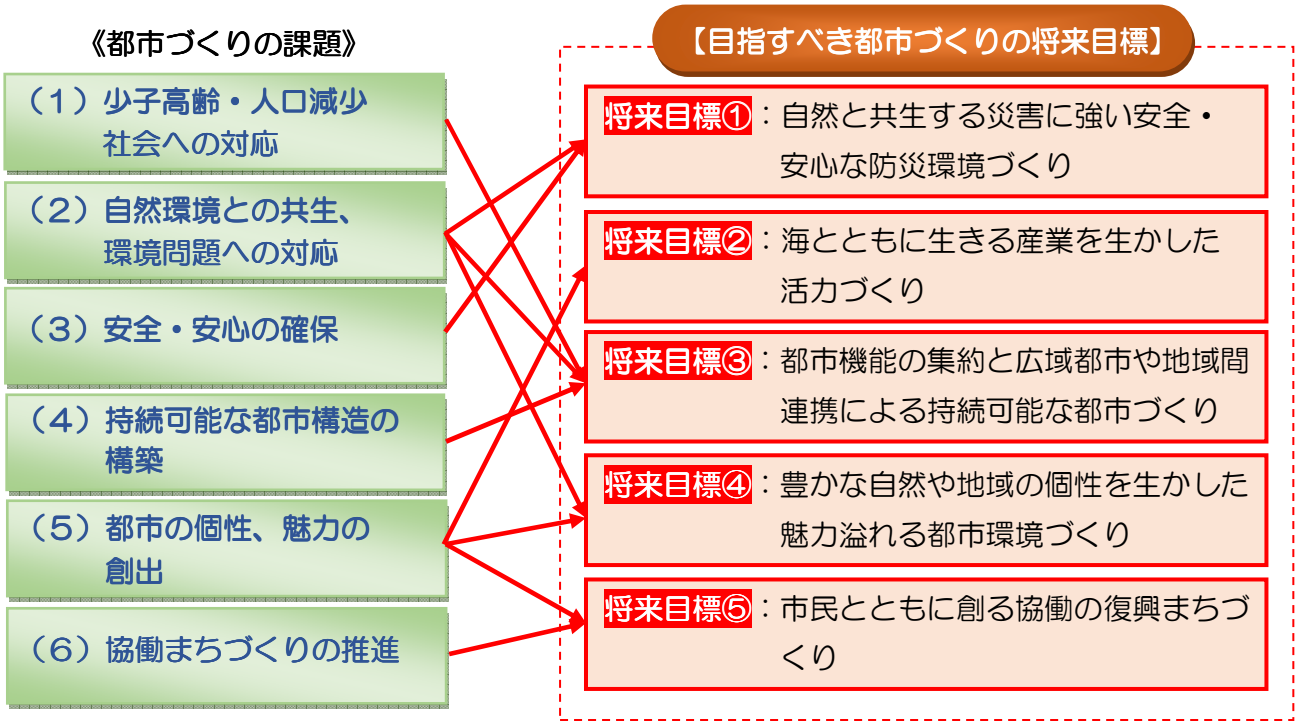

将来目標①：自然と共生する災害に強い安全・安心な防災環境づくり

（キーワード）自然・地形→市街地や集落地を囲む海・丘陵地・山地
防災　　→復興まちづくり、安全・安心な居住地の確保

本市の市街地や集落地の多くは、周囲を海と丘陵地・山地に囲まれており、この地形的条件は将来に渡って不変です。

東日本大震災の教訓から、高台への居住地の確保や防災拠点施設の配置、安全な避難路の確保など災害に強い基盤整備を進め、安全・安心な防災環境の構築を目指します。

また、近年の集中豪雨による水害や土砂災害への対策、土地利用の適正誘導、自然エネルギーの導入などの取組を進め、防災機能を備えた都市づくりを目指します。

将来目標②：海とともに生きる産業を生かした活力づくり

（キーワード）自然・地形→海岸沿いに形成された産業の場
産業　　→海洋を生かした産業の発展（港湾、漁業、水産加工業）
→観光・海洋レクリエーション

本市の産業は東日本大震災により甚大な被害を受けました。

しかし、本市の産業・経済は、これまで海の恩恵にあずかり発展してきた歴史があり、今後も海を抜きにした復興と発展は考えられません。

よって、海岸沿いにある市街地や集落地の安全性を確保するとともに、既存産業施設の維持と操業環境の向上を図り、海とともに生きる活力ある都市づくりを目指します。

将来目標③：都市機能の集約と広域都市や地域間連携による持続可能な都市づくり

（キーワード）都市構造　→コンパクトに集約された既成市街地
→市町合併により広域化した市域、主要な集落地の散在
→広域都市間、地域間のネットワーク（三陸沿岸道路、国道、県道、鉄道、バス路線）
→三陸沿岸の拠点都市
都市づくり→人口減少、少子高齢化への対応
→環境に配慮した低炭素まちづくり
→「環境未来都市」の推進

本市の中心市街地は、盛川下流域から大船渡湾沿いに形成されており、山地に囲まれた地形的制約からコンパクトに都市機能が集約されています。

このような市街地構造を維持しつつ、新たな都市機能の確保や土地利用の転換について、計画的な誘導を図ります。

また、誰もが生活しやすく、防災に配慮した安全性や利便性の高い市街地づくりを促進するとともに、環境負荷の少ない低炭素型の都市づくりを目指します。

さらに、三陸沿岸の拠点都市としての広域ネットワークや市内の市街地や集落地を結び、連携交流を促進させるためのネットワークを構築します。

将来目標④：豊かな自然や地域の個性を生かした魅力溢れる都市環境づくり

（キーワード）自然・地形→豊かな自然環境（水辺・緑）
→個性ある地形（リアス海岸、丘陵地の稜線、山地）
都市構造　→２つの拠点と漁村・農村集落地の点在
歴史・文化→各地域で育まれた生活様式、習慣、営み

本市は豊かな自然に恵まれ、市街地や集落地においては、自然を生かした景観や固有の歴史・文化、漁村・農村集落地での生活習慣や営みが独自の個性と魅力を創りあげています。

これらの豊かな自然と各地域が育んできた個性や魅力を生かした地域づくりを進め、未来に継承します。

将来目標⑥：市民とともに創る協働の復興まちづくり

（キーワード）市民協働

復興まちづくりは、災害前の都市機能を回復するだけではなく、復興を契機として生活や産業のための都市基盤のあり方を見直す必要があります。

このため、市民と行政が都市の将来像を共有し、それぞれが適切な役割分担のもとに協働のまちづくりを進めます。

２－２．将来人口フレーム

○本市の将来人口フレームは、復興事業の効果による人口回帰を見込み、平成 32 年度の目標人口を大船渡市総合計画と同じ 37,000 人と設定します。

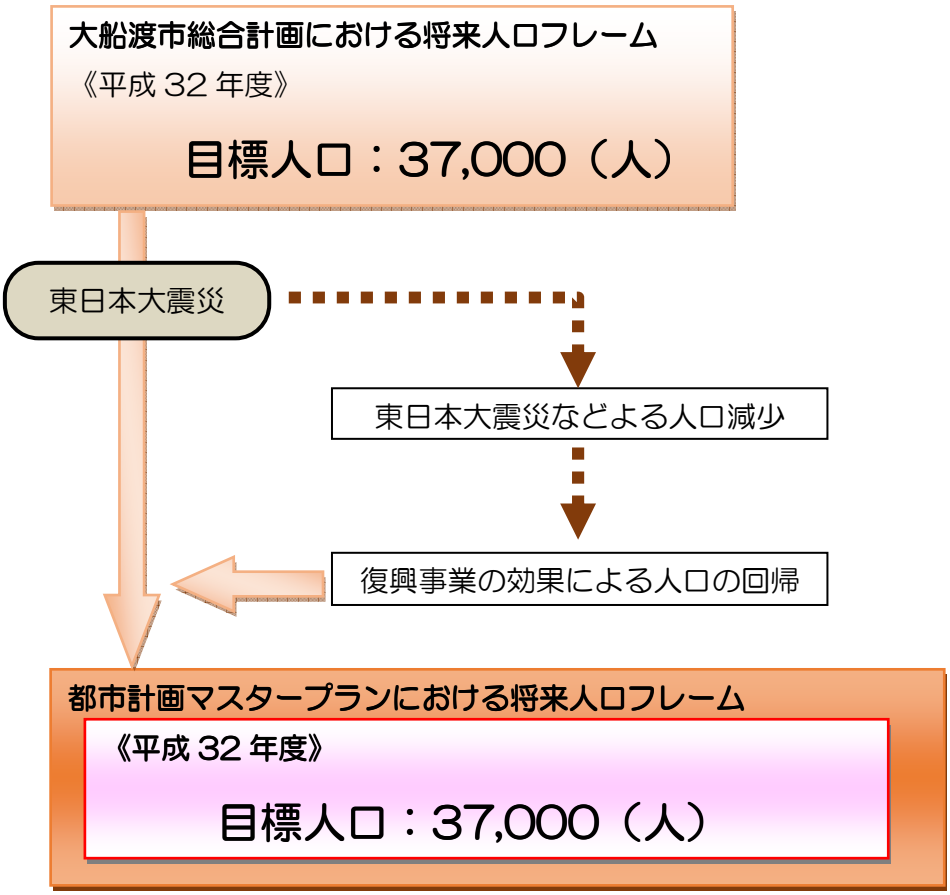

２－３．将来都市構造

１．基本的な考え方

（１）本市の特性

「ゾーン」・「拠点」・「軸」の視点から本市の特性を整理します。

ゾーン

○都市計画区域は、大船渡湾や盛川、立根川流域を中心に指定しています。また、用途地域は、大船渡湾奥の臨海部や盛川、立根川の沿川を主として指定しています。

○太平洋に面した海岸部は国立公園に、丘陵部の一部は県立自然公園に指定されています。

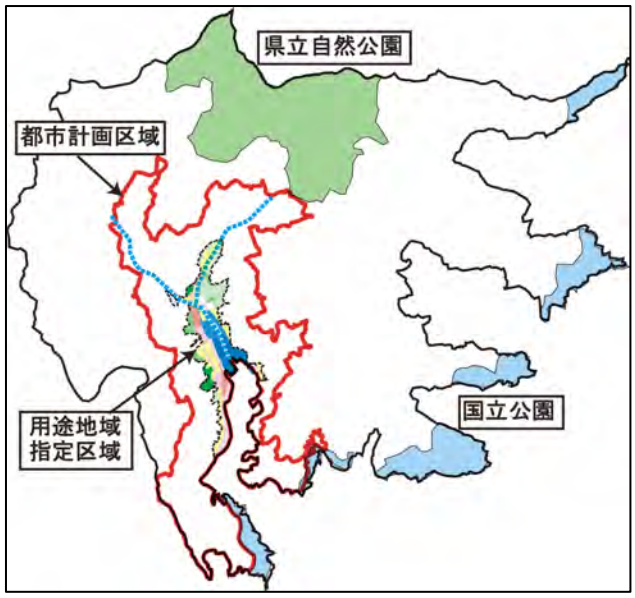

拠　点

○合併前の旧町村ごとに、歴史や文化に培われた個性ある市街地や集落地が形成されています。

○市内外から観光客が訪れる、豊かな自然環境に親しむことができる観光地や景勝地、海との関わりを身近に感じることができる港があります。

軸

○交通ネットワーク

三陸沿岸道路を始めとする国道や、県道、鉄道により、市内の地域間と周辺都市間が結ばれています。

○自然のつながり

海と山々の豊かな自然に囲まれており、この自然環境が周辺都市にも連なり、広域的な広がりを見せています。

２－３．将来都市構造

（２）都市構造の基本方針

都市を構成する「ゾーン」「拠点」「軸」について、「活動」の視点と「環境」の視点から基本方針を整理します。

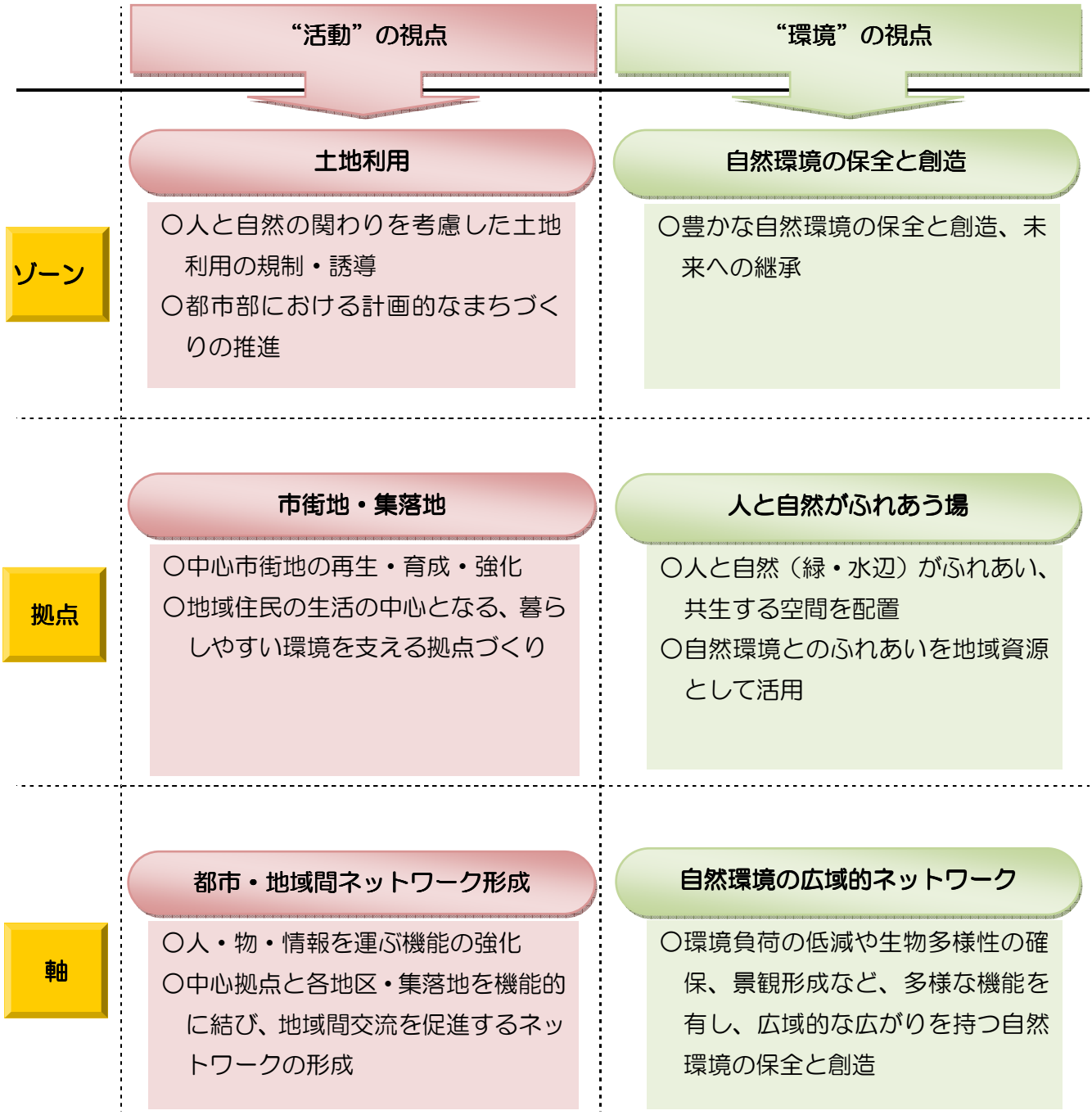

2. 将来都市構造

（１）ゾーン

１）都市計画区域

○　都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域とします。

- 市街地など用途地域が指定された区域（人が中心のゾーン）は、市民の生活や都市活動を支える機能を集約し、主として都市的土地利用を図ります。
- 用途地域が指定されていない区域（人と自然が共生するゾーン）は、自然環境の保全・創造を図るとともに、ゆとりある生活環境を確保します。

２）都市計画区域外

○　豊かな自然のなかで人々が生活し、この自然環境を守り、育てながら未来へ継承していく区域（自然が中心のゾーン）とします。

- 自然環境の保全・創造を図るとともに、生活環境の維持・改善を図ります。
- 海岸部の「三陸復興国立公園（旧陸中海岸国立公園）」、丘陵部の「五葉山県立自然公園」など、優れた自然環境や景観を保全するとともに、これらを生かした観光・レクリエーションの場として活用します。

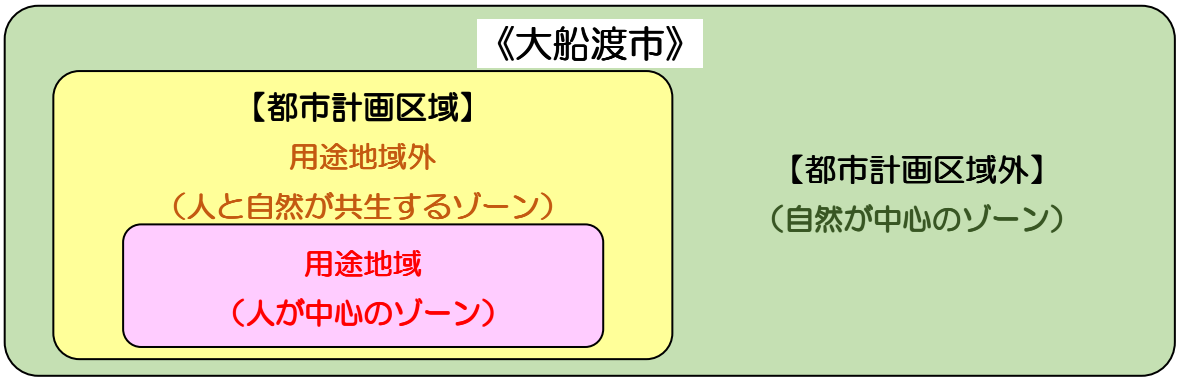

（２）拠点

１）中心拠点

○　本市の中心市街地を形成する盛地区及び大船渡地区を位置づけます。

- ２つの中心拠点は機能分担を図り、商業、産業・経済、行政などの主要な都市機能が集積する、本市の中心地に相応しい活力と賑わいのある「人が中心」の拠点を形成します。

２）地区拠点

○　産業拠点の赤崎、ロードサイドサービス拠点の猪川、立根、漁業拠点の末崎、三陸町綾里、三陸町越喜来、農業拠点の日頃市、三陸町吉浜地区の中心地を位置づけます。

- 各地区における居住や生活に必要な機能を維持するとともに、各地域で培われ、継承されてきた歴史・文化・産業などの地域資源の保全に努め、「人と自然、歴史・文化が共生」する身近な拠点を形成します。

３）自然・観光拠点

○　豊かな自然に親しむことのできる碁石海岸や五葉山、夏虫山、大窪渓谷、海との関わりを身近に感じられる大船渡港周辺、また、整備を予定している総合公園を位置づけます。

- 自然環境や景観・風景を保全・創造していく「自然が中心」の拠点や、人と海の関わりを身近に感じることができる「人と自然が共生する」拠点を形成するとともに、海洋と緑の観光・レクリエーションの空間を演出します。
- スポーツ・レクリエーションを通じた市民交流を促進するため、（仮称）大船渡総合公園など、新たな公園や広場の整備を検討します。
- （仮称）大船渡総合公園の整備については、復興事業との調整を図りながら検討していきます。

（３）軸

１）広域連携軸

○　三陸沿岸主要都市を結ぶ軸として、三陸沿岸道路や国道 45 号、ＪＲ大船渡線、三陸鉄道南リアス線を、また、県内陸部主要都市を結ぶ軸として、国道 107 号／397 号を位置づけます。

○　東北横断自動車道釜石秋田線への接続道路の整備について県に働きかけます。

- 本市における交通の骨格を形成するとともに、隣接する都市間や広域的地域間を連携する、広域連携ネットワークの一翼を担う「人・物が中心」の軸を形成します。

２）地域間連携軸

○　中心拠点と地区拠点を連携する軸として、主要な県道やバス路線を位置づけます。

- 地域の生活や産業・交流などの様々な都市活動の活性化を促進するとともに、広域連携軸を補完する「人が中心」の軸を形成します。

３）水・緑の骨格軸

○　雄大な自然と優れた景観を有する、三陸復興国立公園を含むリアス海岸と、五葉山県立自然公園を含む広域的な連なりを見せる山々を位置づけます。

- 広域的な自然環境・景観のネットワークを形成し、「自然が中心」の軸を将来に渡って保全し、継承します。

２－３．将来都市構造

将来都市構造

２－４．分野別の方針

分野別の方針は、「大船渡都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の対象区域である都市計画区域を対象とします。

2-4-1　土地利用

【基本的な考え方】

◆市街地においては、地形的条件によって築かれた、コンパクトにまとまりのある市街地を維持するよう、都市的土地利用を適正に誘導します。

◆市街地に隣接する水辺や丘陵地などの豊かな自然環境は、都市的土地利用との調和を図りながら維持します。また、環境負荷の軽減に努めたうえで、生活の質の向上や産業・経済の発展につながるよう、有効活用します。

◆東日本大震災による被災地域の特性を考慮した土地利用を誘導します。

- 災害危険区域の指定による住宅立地の制限
- 災害に強い安全・安心な住宅地の形成
- 復興計画に基づく商業・業務及び産業系土地利用の誘導

１．住宅地

（１）配置の方針

〇大船渡湾臨海部や、盛川沿いの商業・業務地及び産業地の後背から丘陵部に至る範囲を位置づけます。

（２）土地利用の方針

〇周辺の自然環境と調和し、安心して暮らすことができる安全な住宅地の整備と誘導を行います。

〇用途地域内の住宅地は、都市機能の集約配置や既存施設の改善などにより、歩いて暮らせる環境づくりを促進します。

〇用途地域外（白地地域）の住宅地は、居住環境の改善や地域コミュニティの維持に努めます。

〇東日本大震災による被災者の生活再建を図るため、復興計画に基づく土地区画整理事業や移転住宅地、災害公営住宅の整備を進め、定住人口を確保します。なお、整備に当たっては、地域コミュニティの維持・育成に配慮します。

〇高台移転などで新たに形成される住宅地は、良好な住環境を形成し、その維持を図っていくため、用途地域や地区計画、建築協定などによる土地利用の規制や誘導を検討します。

２．商業・業務地

（１）配置の方針

〇商業施設や行政・業務施設が集積する盛駅や大船渡駅周辺、猪川・立根地区を中心とする国道 45 号の沿道を位置づけます。

〇中心拠点である盛地区と大船渡地区の商業地は、それぞれ異なる機能・役割を担う商業地として配置します。

・盛地区の商業地は、日常の購買要求に対応する商業機能を中心とした近隣型商業地とします。

・大船渡地区の商業地は、市内の購買要求に対応するとともに、観光交流や広域圏からの来訪者にも対応する集客型商業地とします。

（２）土地利用の方針

〇盛地区と大船渡地区は、歩いて買い物ができる商業地づくりを促進します。

〇盛地区は、行政施設や文化・交流施設などの既存施設を維持するとともに、さらなる集約化を進め、行政の中心地として機能強化を図ります。

〇大船渡駅周辺の商業地は、土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業により、都市基盤の再構築を図るとともに、商業・観光・市民交流の場となる施設を集積し、賑わいや活力のある市街地の再生と、さらなる発展を目指します。

〇大船渡駅周辺の津波復興拠点区域では、商業・観光の振興施策と連携を図りながら、景観や環境に配慮したまちづくりを促進します。

〇国道 45 号などの幹線道路の沿道は、既存の商業・業務施設を維持するとともに、沿道サービス施設などの土地利用を誘導します。

〇三陸沿岸道路のインターチェンジ周辺は、周辺環境に配慮しつつ、市の玄関口としての魅力向上や交通利便性を生かす場として、産業系を含めた土地利用のあり方を検討します。（新たな土地利用の検討区域）

〇津波災害で流失した陸前赤崎駅周辺の商業地（近隣商業）は、復興に応じた土地利用を検討します。

３．産業地

（１）配置の方針

〇大船渡湾臨海部や盛川沿いの産業系施設や港湾施設、漁業関連施設が集積した範囲を位置づけます。

（２）土地利用の方針

〇大船渡湾臨海部に立地する既存産業施設の維持を図るため、操業環境の向上に努め、さらなる発展・育成を目指します。

〇魚市場や漁港周辺に集積する漁業・水産加工関連施設の維持・再生を促進します。

〇盛川河口部周辺は産業系の土地利用を誘導し、活気ある工業地として利用促進を図ります。

〇永浜・山口地区の港湾整備に伴う新たな工業用地の整備を促進します。

２－４．分野別の方針

○三陸沿岸道路のインターチェンジ周辺は、周辺環境に配慮しつつ、市の玄関口としての魅力向上や交通利便性を生かす場として、商業・業務系を含めた土地利用のあり方を検討します。（新たな土地利用の検討区域）

○エネルギー産業の立地に向けた取組を支援していきます。

４．自然地

（１）配置の方針

○住宅地や商業・業務地、産業地の後背に広がる丘陵地、山林や農地、海洋、河川などの水辺空間を位置づけます。

（２）土地利用の方針

○水源涵養や生物多様性の確保、土砂災害の防止など、山林の有する多面的機能を発揮させるため、山林の保全・創造を図ります。

○農産物の生産の場であるとともに、緑地としての機能を持ち、里山風景を形成する農地の保全を図ります。

○住宅地の周辺部などの丘陵地は、環境負荷に配慮しつつ、人と自然が共生するゾーンとして、居住の場やレクリエーション、防災などに有効活用します。

○海洋の恵みを生かした産業・物流・観光交流などの振興を図り、都市のさらなる発展を目指します。

住宅地周辺部の丘陵地

５．その他

（１）市民が安全に暮らせる区域

○既存の住宅地の周辺に位置する高台を位置づけます。

○自然環境との調和や環境負荷に配慮しながら、既存住宅地周辺の高台に安全・安心な住宅地を形成します。

○防災機能の強化を図るとともに、防災教育施設などが整った災害に強い公共公益施設を整備します。

（２）土地利用転換の検討区域

○東日本大震災により被災した区域のうち、土地利用の転換の検討が必要な区域を位置づけます。

○被災した地区のまちづくりにあわせ、新たな土地利用を検討します。

土地利用方針（都市計画区域）

2-4-2　交通

【基本的な考え方】

◆都市活動や産業・経済活動を支援する機能的な幹線道路網の形成を図ります。
◆超高齢社会に対応し、誰もが容易に移動できる交通環境の構築に努めます。
◆都市の低炭素化に資する公共交通網を維持します。
◆津波被害により浸水が予想される道路の防災対策を検討します。
◆市民の生活を支えるとともに、災害時の避難路となる生活道路を整備します。

１．都市の骨格を形成する道路（高規格道路・国道）

〇三陸沿岸道路や国道 45 号、国道 107 号／397 号は、国や県の協力のもとに整備を促進し、周辺都市や市内地区間の連携機能の強化を図ります。
〇三陸沿岸道路への新たなインターチェンジ（（仮称）大船渡中央 IC）の設置の検討を進めます。
〇東北横断自動車道釜石秋田線への接続ルートについて検討します。

２．主要な幹線道路

〇県道や都市計画道路などの幹線道路は、市街地の骨格を構成するとともに、市内各地区の拠点間や周辺都市を機能的に結ぶネットワークとして形成します。
〇復興事業の進捗状況に合わせ、必要に応じて道路網の見直しを行います。

３．生活道路

〇利便性を向上させるため、各地区の実態に応じた生活道路の整備、改善を図ります。
〇浸水が想定される道路は、その対策を検討します。

４．歩行者系道路

〇市街地を安全に回遊できるように、歩道や自転車道の整備、改善を図ります。
〇交通施設のバリアフリー化を促進します。

５．防災道路

〇移転住宅地や高台の公共公益施設などと既設道路を結び、災害時の避難路として機能する新たな道路の整備を推進します。
〇災害時には、避難路や緊急輸送路として機能する道路の検討・整備を行い、防災性の向上を図ります。

６．公共交通

〇利用者にとって手軽で快適な移動手段を確保するため、既存の公共交通網（ＪＲ大船渡線・三陸鉄道南リアス線・路線バス）の利便性の向上に向けた取組を行います。

三陸鉄道南リアス線

交通体系方針

県道唐丹日頃市線
大船渡北IC
三陸沿岸道路
国道45号
大船渡IC
国道107号
／397号
盛駅
(仮称)大船渡中央IC
〔構想〕
陸前赤崎駅
大船渡駅
大船渡
魚市場前駅
主要地方道
大船渡綾里
三陸線
大船渡
碁石海岸IC
下船渡駅
細浦駅
主要地方道
大船渡広田
陸前高田線
県道
碁石海岸線
碁石海岸口駅
凡　例
高規格道路
国道
主要な幹線道路
防災道路（構想）
鉄道（ＢＲＴ含む）

2-4-3　公園・緑地

【基本的な考え方】

◆スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる公園や防災機能を備えた公園の配置を進めます。

◆誘致距離に配慮し、市街地や移転住宅地の整備などに伴う新たな公園整備を進めます。

◆地域ニーズを踏まえた利便性の高い公園の再整備を進めます。

◆臨海部や河川沿いの水辺は、環境の保全や景観に配慮した空間づくりを進めます。

１．総合公園の整備

〇誰もが、いつでも自由にスポーツ・レクリエーションを楽しめるとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた交流を促進するため、（仮称）大船渡総合公園の整備を検討します。

〇総合公園の整備に当たっては、災害時に対応する施設整備を検討します。

２．新たな公園・緑地の整備

〇安全・安心なまちづくりを目指し、防災対応機能を備えた（仮称）大船渡防災公園など、新たな公園や広場の整備を推進します。

〇新たに整備される住宅地や既存の住宅地の良好な住環境を形成するため、住民が利用しやすい公園・緑地の整備を推進します。

〇公園・緑地の整備に当たっては、地域コミュニティの維持・形成に資するよう、施設の内容や配置などを検討します。

３．公園・緑地の再整備

〇利便性の高い公園づくりや公園の防災機能の強化を推進します。

〇計画的な施設の管理・更新を行い、安全かつ安心して利用することができる公園として維持管理を行います。

４．水辺空間の保全など

〇復興事業などの進捗に合わせた港湾緑地の再建整備を促進します。

〇盛川は、市民、市、県が連携し、河川敷の良好な環境の保全・創造を図ります。

〇須崎川は、より親しみを感じる水辺空間づくりを行います。

2-4-4　その他の施設

１．河川

〇自然環境や景観に配慮するとともに、防災機能を強化する河川整備を促進します。

２．上下水道

〇安全で快適な生活環境を実現するとともに、雨水浸水被害の未然防止・軽減を図るため、下水道施設の機能強化と適切な維持管理を図ります。

〇湾内や河川の水質を良好に保つため、公共下水道整備事業や集落排水施設整備事業、浄化槽設置助成事業を推進します。

〇移転住宅など新たな住宅地については、上水道や公共下水道などを整備し、快適な生活環境を確保します。

３．港湾施設

〇永浜・山口地区の公共ふ頭と臨港道路などの早期完成に向けた整備を促進します。

〇港湾の利便性と作業効率の向上を図るため、港湾関連施設の整備を促進します。

〇親しみやすい港湾空間を形成し、観光集客や客船誘致に取組ます。

日本最大のクルーズ客船
『飛鳥Ⅱ』

４．その他施設

〇公共公益施設の防災機能の強化と利便性の向上を図ります。

〇三陸海岸の水揚げ拠点となる、高度衛生管理型の魚市場は、水産業の活性化を促進するとともに、市民や観光客にも親しめる観光交流の場づくりを検討します。

2-4-5　防災まちづくり

【基本的な考え方】

◆市民生活の安全性を高めるための防災機能強化を図り、災害に強いまちづくりを目指します。

１．災害に強いまちづくり

〇津波被害を軽減するため、湾口防波堤や防潮堤、河川堤防の整備を促進します。

〇津波防災のための災害危険区域の指定により、住宅などの建築を制限するとともに、移転住宅地や公営住宅を整備し、安全なまちづくりを進めます。

〇土砂災害や水害への対策を促進します。

〇公共公益施設の不燃化・耐震化を含む、防災機能や避難機能の強化を図ります。なお、津波防災拠点施設をはじめ、避難所となる公共施設などに非常時の電力を確保するため、太陽光発電・蓄電設備などの設置を促進します。

〇高台や主要な公共公益施設への避難路を確保します。

〇避難路の整備に当たっては、分かりやすいサイン（避難誘導標識など）の設置などによる誘導システムを構築します。

〇電気、上下水道などの都市インフラ施設の耐震性の強化と、代替機能の確保に努めます。

２．地域の防災力の強化

〇地域コミュニティの防災力の強化につながる取組を促進します。

〇地域防災リーダーの育成や自主防災組織の活動などに対する支援を行います。

2-4-6　環境と共生するまちづくり

【基本的な考え方】

◆本市の個性や魅力を高め、水と緑の豊かな自然環境や地域の歴史・文化資源などの特性を生かした景観づくりを進めます。

◆ゆとりある生活と快適な住環境の実現を目指したまちづくりを進めます。

◆自然環境の保全や再生可能エネルギーの活用、コンパクトシティの整備など、「環境未来都市」を目指した総合的な取組を進めます。

１．景観形成

〇生活に身近な景観資源である水辺や緑の自然環境を市民協働で保全し、創造していきます。

〇新たに整備される住宅地や商業・業務地などは、景観に配慮した街並みの形成を誘導します。

〇緑豊かな市街地を形成するため、市民協働により民有地や公共施設の緑化を進めます。

〇幹線道路は歩道部の植栽、舗装やサイン（標識など）などを工夫し、街路景観の軸を形成します。また、沿道については岩手県屋外広告物条例などに基づく適切な誘導を行います。

２．住環境の整備

〇低層系住宅地は、戸建住宅を中心としたゆとりある住環境を創出するため、道路や公園など都市基盤の整備・改修を推進します。

〇道路や公園などの整備や改修に当たっては、景観やバリアフリー化などに配慮します。

〇新たに整備される住宅地などにおいては、ゆとりある公共空間の確保と、景観に配慮した良好な住環境の整備を誘導するため、地区計画、建築協定などの導入を検討します。

〇良好な住環境づくりに重要な役割を担う地域コミュニティの維持や継承、さらなる発展に向けた地域の取組を支援します。

３．低炭素まちづくりの推進

〇環境への負荷を低減していくため、以下の取組を促進します。

・公共交通の利用促進

・移動距離の短いコンパクトな都市づくりによる自家用車使用の抑制

・環境との共生に配慮した都市施設や市街地の整備

・再生可能エネルギーを活用したエネルギー供給

五葉山太陽光発電事業地

４．自然環境の保全など

〇山と川と海が一連で創出する、良好な水環境に配慮した都市づくりを促進します。

〇水と緑のネットワークを形成し、自然の恵みを生かしたうるおいのある快適な都市環境の実現を図ります。

第３章　地区別構想

３－１．地区の構成

地区別構想の対象は、市域全体とし、その単位は地域の特性を考慮し、以下の９地区とします。

地区名	（参考）都市計画の状況	
	都市計画区域	用途地域
盛地区	地区の一部が 都市計画区域内	地区の一部に 用途地域の指定 有
大船渡地区		
赤崎地区		
猪川・立根地区		
末崎地区		用途地域の指定 無
日頃市地区		
綾里地区	都市計画区域外	―
越喜来地区		
吉浜地区		

地区の区分

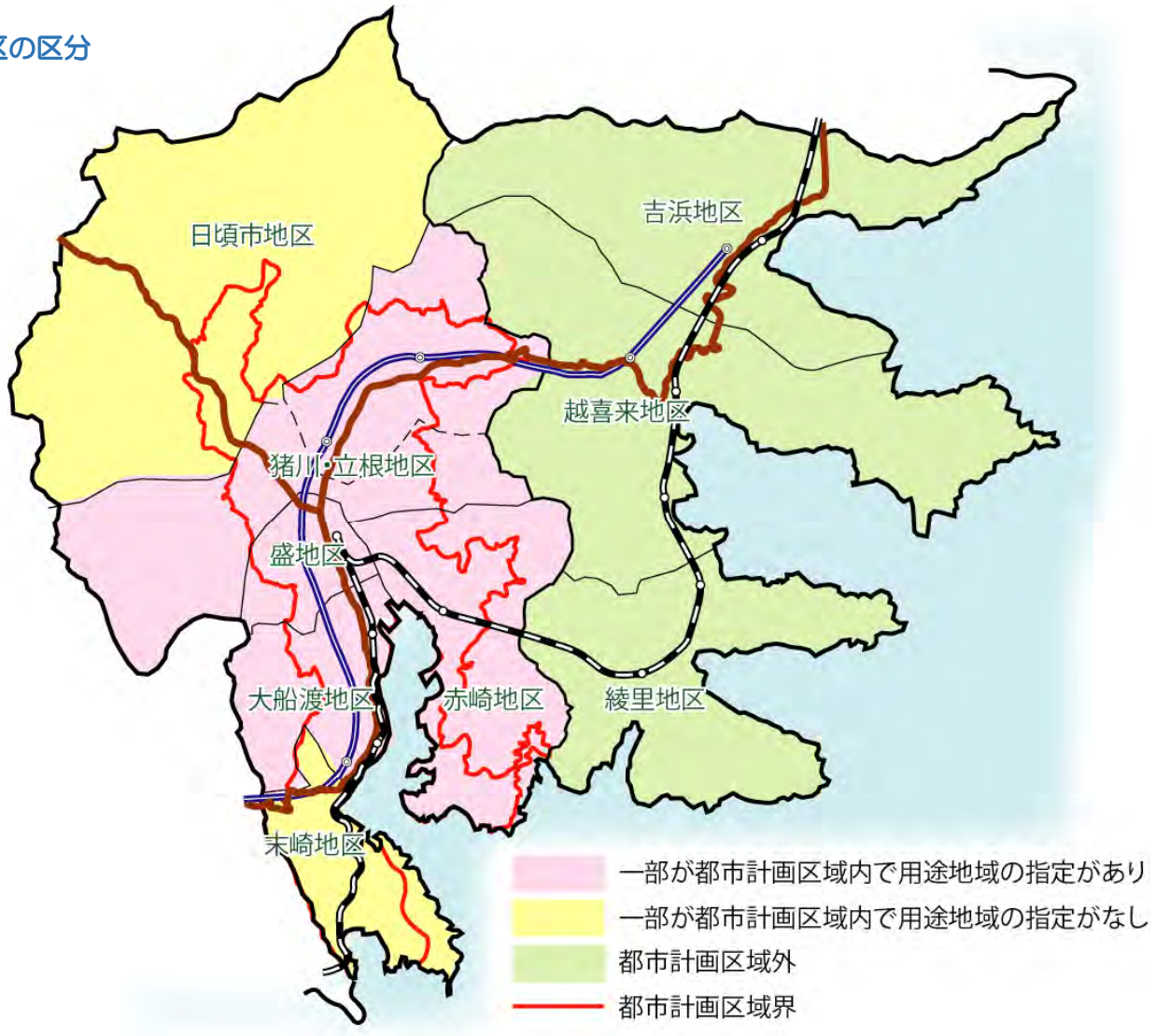

３－２．盛地区

１　現状と課題

（１）地区の概況と人口など

◆概　況◆

〇盛地区の面積（529ha）は、大船渡市域の面積（32,330ha）の約 1.6%を占めています。

〇９つの地区の中では最も小さい地区ですが、本市の行政機能の中心地となっています。

◆人口・世帯◆

〇平成 14 年から 24 年までの地区人口の推移を見ると、この 10 年間に 567 人減少し、減少率は 14.1%となっています。

〇世帯数を見ると、この 10 年間に 50 世帯が減少していますが、人口に比べ減少率は低くなっています。

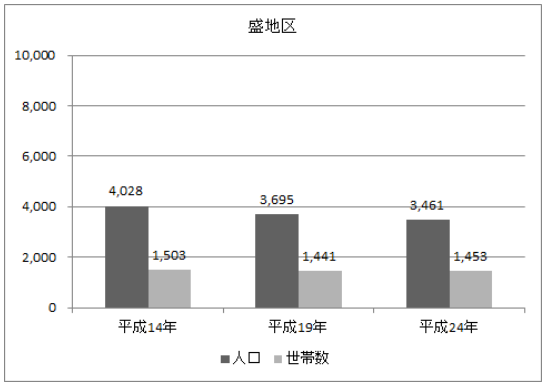

出典：住民基本台帳（各年９月 30 日）

（２）地区の特性

◆土地利用◆

〇盛駅周辺に商業・業務施設が集積しており、その周辺には住宅地が立地しています。

〇国道 45 号の沿道には、商業サービス施設の立地が見られます。

◆交　通◆

〇盛駅は、三陸鉄道南リアス線とＪＲ大船渡線（BRT）、岩手県交通バスの交通結節点となっています。

〇盛駅には、東西に駅前広場が整備されています。

◆都市計画◆

〇用途地域の指定状況は、ＪＲ大船渡線の西側では、盛駅周辺と国道 45 号沿道が商業系、地区の南側と国道 45 号沿道から西側が住居系の用途地域となっています。

〇ＪＲ大船渡線の東側は、盛駅周辺が住居系、その南側が工業系の用途地域となっています。

◆主要な施設◆

〇行政機能の中心地として、市役所や警察署、消防署、市民文化会館（リアスホール）などの公共公益施設が集積しています。

〇盛川の河川敷には、都市公園（緑地）が整備されています。

◆景　観◆

〇西側丘陵部の緑の軸、盛駅周辺の市街地、盛川の水辺空間といったそれぞれに特徴ある景観が形成されています。

◆自然環境◆

〇用途地域が指定されている区域の西側には山林が広がり、良好な緑地資源となっています。

（３）地区まちづくりの主要課題

〇市役所をはじめとする行政施設や社会教育施設、商業・業務施設など、都市的施設を活用した市民が利用しやすいまちづくりが求められています。

〇働く場を確保し、地域の活性化を促進していくまちづくりの展開が求められています。

２　地区づくりのテーマ

テーマ：気仙広域圏の商業・業務拠点（公共施設・商業・業務施設の集積）
大船渡市の行政機能の拠点（市役所、警察署、消防署などの立地）

３　地区整備の方針

（１）土地利用

〇定住人口の増加につながるよう、商業・業務地の周辺に住宅地を配置し、街なか居住を推進します。

〇東日本大震災による被災者の住まいを確保するため、移転住宅地や公営住宅の整備を進めます。

〇盛駅周辺は、地域住民や市民の生活利便性を高めるため、商業・業務機能を強化します。

〇盛川沿い産業地は、働く場を確保する観点から産業・業務施設の集積を促進します。

〇市民文化会館（リアスホール）周辺は、（仮称）大船渡市防災センター及び移転住宅地の整備に伴う用途地域の指定を検討します。

（２）交　通

〇関係機関と調整を図りながら、三陸沿岸道路への新たなインターチェンジ（（仮称）大船渡中央 IC）の設置検討を進めます。

〇安全性や利便性を向上させるため、生活道路の改善に努めます。

〇歩行者の安全確保と利便性の向上を図ります。

〇盛駅の交通結節点としての利便性を高め、鉄道やバス、タクシーの利用を促進します。

（３）公園・緑地

〇既設公園の改善や都市公園の防災機能強化を図るとともに、緑のネットワーク形成を図ります。

〇盛川河川敷は、散策やレクリエーションなど、市民が水辺に親しむことのできる、良好な緑地環境の保全・創出を図ります。

（４）その他の施設

〇市役所や消防署、市民文化会館（リアスホール）、カメリアホールなどの公共施設周辺では、防災機能の向上と市民の利用しやすい環境整備を推進します。

〇水道施設の適切な維持管理に努めます。

（５）防災まちづくり

〇市民の安全・安心な暮らしを守る防災活動と防災教育の拠点として、（仮称）大船渡市防災セ

ンターを整備し、消防署の移転を図ります。

〇盛川堤防の防災機能強化を促進します。

〇津波防災のための災害危険区域の指定により、住宅などの建築を制限するとともに、移転住宅地や公営住宅を整備し、安全なまちづくりを促進します。

〇市庁舎などの重要施設の不燃化・耐震化を進めるとともに、災害時の行政機能の維持（通信網の整備、道路ネットワークの確保）に努めます。

〇安全な避難場所を確保します。

（６）環境共生まちづくり

〇盛川や国道 45 号沿道の緑化を促進し、良好な都市景観の形成に努めます。

〇生活利便性の高い街なか居住の環境づくりを促進します。

〇盛川の水質を保全します。

市民文化会館（リアスホール）

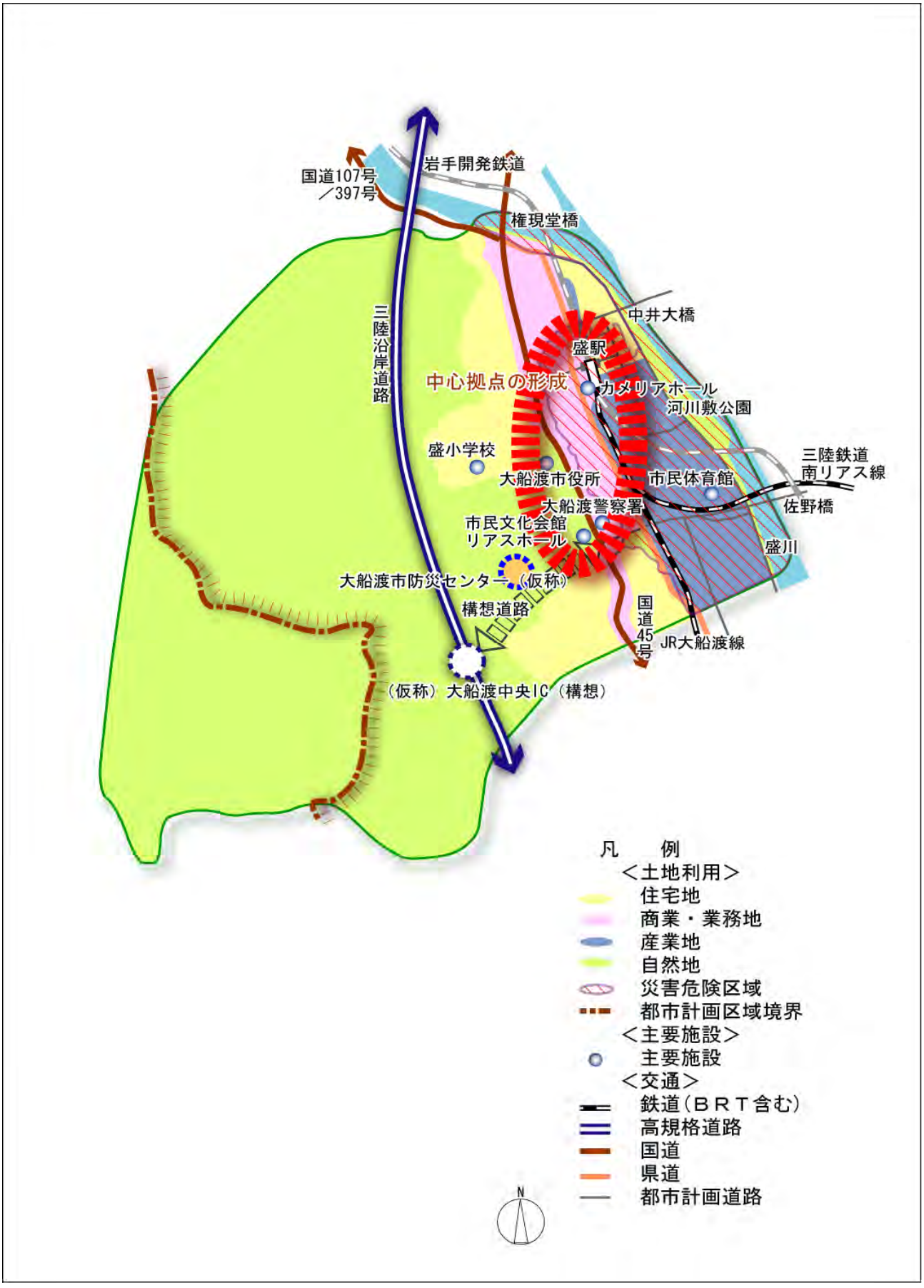

地区整備の方針図(盛地区)

３－３．大船渡地区

１　現状と課題

（１）地区の概況と人口など

◆概　況◆

〇大船渡地区の面積（1,438ha）は、大船渡市域の面積（32,330ha）の約 4.4%を占めています。

〇大船渡駅周辺に広がる市の中心市街地は、東日本大震災によって大きな被害を受けています。

◆人口・世帯◆

〇平成 14 年から 24 年までの地区人口の推移を見ると、この 10 年間に 2,118 人が減少し、19.2%の減少率となっています。

〇世帯数を見ると、この 10 年間に 434 世帯が減少しています。

〇人口・世帯数とも東日本大震災による減少が顕著に見られます。

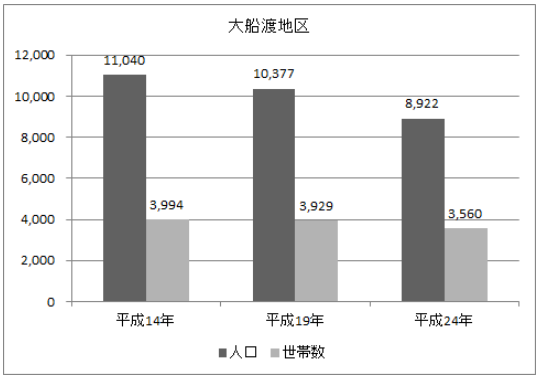

出典：住民基本台帳（各年９月 30 日）

（２）地区の特性

◆土地利用◆

〇東日本大震災により大きな被害を受けた中心市街地において、土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業による復興まちづくりを進めています。

〇国道 45 号沿道には、商業サービス施設の立地が見られます。

〇大船渡港周辺の臨海部は、港湾機能を生かした産業集積が図られており、本市の産業拠点となっています。

◆交　通◆

〇地区内にＪＲ大船渡線（BRT）の大船渡駅、魚市場前駅及び下船渡駅があります。

〇幹線道路として、国道 45 号と県道丸森権現堂線が南北に通っており、地区の南側には、三陸沿岸道路の大船渡碁石海岸 IC が設置されています。

◆都市計画◆

〇用途地域の指定状況は、大船渡駅周辺と北側の国道 45 号沿道が商業系、盛川下流域から大船渡港周辺の臨海部にかけて工業系の用途地域となっています。

〇住居系の用途地域は、地区の北側では JR 大船渡線の西側に、地区の南側では主に国道 45 号から西側に配置されています。

◆主要な施設◆

〇国道 45 号から西側に小中学校や地区公民館、県立大船渡病院が立地しています。

〇臨海部には、海の玄関口である大船渡港の港湾施設や、三陸沿岸の水揚げ拠点となる魚市場が配置されています。

◆景　観◆

〇市街地周辺の景観は、深く入り込んだ大船渡湾と緑の丘陵地により、独特の「みなとの景色」が形成されています。

◆自然環境◆

〇市街地の西側に広がる丘陵地と盛川河口や大船渡湾の水辺空間を有しています。

（３）地区まちづくりの主要課題

〇新たなまちづくりは、旧来からの港と一体となったまちの特徴を生かし、地域の活力と賑わいを創出していくことが求められています。

〇産業振興を図るとともに働く場を確保し、気仙広域圏の商業・業務拠点となるまちづくりを展開していくことが求められています。

〇臨海部の産業機能の再生と水辺空間を生かした観光・レクリエーション機能を拡充していくことが求められています。

２　地区づくりのテーマ

テーマ：気仙広域圏の商業・業務拠点（公共施設、商業・業務施設の集積）
大船渡港を中心とした物流・観光拠点

３　地区整備の方針

（１）土地利用

〇ＪＲ大船渡駅周辺は、土地区画整理事業により安全・安心な住宅地を整備するとともに、地区計画制度を活用し、良好な居住環境を形成して維持していくことや、土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業により、商業・業務施設の再集積を図り、気仙広域圏における産業・経済の中心地としての役割を担っていきます。

〇東日本大震災による被災者の住まいを確保するため、移転住宅地や公営住宅の整備を進めます。

〇津波復興拠点区域は、観光・交流機能を強化し、景観や環境に配慮した賑わいある拠点を形成します。

〇ＪＲ下船渡駅周辺は、地区の生活拠点の形成に努めます。

〇盛川河口付近に工業の集積と維持・発展を図ります。

〇魚市場の水揚げ機能や物流加工機能の強化を図るとともに、周辺の漁業・水産加工関連施設の維持・再生を誘導します。

（２）交　通

〇ＪＲ大船渡駅周辺には、市街地の骨格を構成するとともに、災害時の避難路としての機能を有する幹線道路を配置します。

３－３．大船渡地区

〇復興事業の進捗状況にあわせ、必要に応じて幹線道路の見直しを行います。
〇安全性や利便性を向上させるため、生活道路の改善に努めます。
〇ＪＲ大船渡駅周辺は、歩行者空間の確保やバリアフリー化を推進します。
〇災害時には避難路として機能する生活道路を整備し、防災性の向上を図ります。
〇ＪＲ大船渡線の機能強化や交通機関相互の結接機能の向上を図り、市民や観光客などが移動しやすい環境づくりを促進します。

（３）公園・緑地

〇防災拠点とレクリエーション機能を備えた（仮称）大船渡防災公園を整備します。
〇既設公園の改善を進めるとともに、ＪＲ大船渡駅周辺の土地区画整理事業区域内に新たな公園を配置します。
〇東日本大震災により大きな被害を受けた、サン・アンドレス公園やみなと公園などの港湾緑地の再建整備を促進します。
〇大船渡港、港湾緑地、商業エリアなどをつなぐ須崎川沿いは、周辺のまちづくりと調和した水辺空間を創出します。

（４）その他の施設

〇須崎川の河川改修を促進します。
〇復興事業の進捗状況にあわせ、必要に応じて大船渡浄化センターの見直しを行います。
〇下水道の整備を推進します。
〇水道施設の適切な維持管理に努めます。
〇観光や物流の拠点として、港湾の利用促進を図ります。
〇ＪＲ大船渡駅周辺には、行政施設や商業・観光施設などで構成する津波復興拠点施設（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を配置します。
〇魚市場を活用し、市民や観光客のための観光交流の場づくりを検討します。

（５）防災まちづくり

〇防災拠点となる（仮称）大船渡防災公園を整備します。
〇海岸保全施設の整備や盛川堤防の防災機能強化を促進します。
〇津波防災のための災害危険区域の指定により、住宅などの建築を制限するとともに、移転住宅地や公営住宅を整備し、安全なまちづくりを進めます。
〇不特定多数の人々が日常的に利用し、非常時には避難施設として活用する公共公益施設の不燃化・耐震化を促進します。
〇復興まちづくりにおいて、土地のかさ上げによる安全・安心な住宅地の形成を図るとともに、海岸部から高台に至る避難路を確保します。

（６）環境共生まちづくり

〇ＪＲ大船渡駅周辺は地区計画制度を活用し、本市の中心拠点にふさわしい景観づくりを計画的に誘導します。
〇生活利便性の高い街なか居住の環境づくりを促進します。

３－３．大船渡地区

〇津波復興拠点区域は、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利活用を推進します。

〇須崎川や大船渡湾の水質汚濁に対する負荷軽減を図ります。

大船渡市魚市場

サン・アンドレス公園

地区整備の方針図(大船渡地区)

３－４．赤崎地区

１　現状と課題

（１）地区の概況と人口など

◆概　況◆

〇赤崎地区の面積（2,888ha）は、大船渡市域の面積（32,330ha）の約 8.9%を占めています。

〇大船渡湾の東側に位置し、かきの養殖や水産加工業が盛んな地区です。

〇地区の沿岸は東日本大震災により、大きな被害を受けています。

◆人口・世帯◆

〇平成 14 年から 24 年までの地区人口の推移を見ると、この 10 年間に 1,014 人が減少し、減少率は 18.2%となっています。

〇世帯数を見ると、この 10 年間に 117 世帯が減少しています。

〇人口・世帯数とも東日本大震災による減少が顕著に見られます。

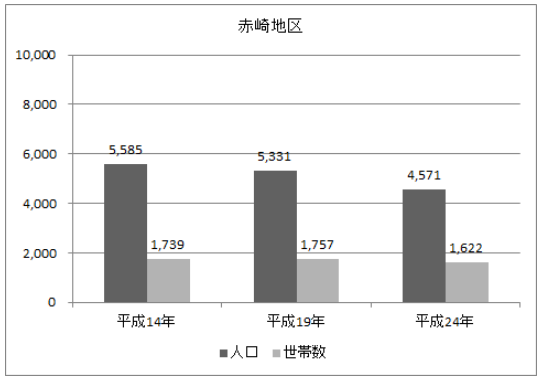

出典：住民基本台帳（各年９月 30 日）

（２）地区の特性

◆土地利用◆

〇盛川の河口部にはセメント工場が立地しており、市を代表する工業施設となっています。

〇主要地方道大船渡綾里三陸線の沿道には、商業サービス施設の立地が見られます。

〇陸前赤崎駅周辺は、地域の生活拠点となっていましたが、東日本大震災で大きな被害を受けています。

◆交　通◆

〇地区内に三陸鉄道南リアス線の陸前赤崎駅があります。

〇幹線道路として、主要地方道大船渡綾里三陸線が地区内を縦断しており、当該道路を骨格として生活道路が配置されています。

◆都市計画◆

〇用途地域の指定状況は、陸前赤崎駅周辺では住居系と商業系、また、盛川沿いでは主要地方道大船渡綾里三陸線から東側が住居系、盛川沿いと臨海部は工業系の用途地域となっています。

◆主要な施設◆

〇永浜・山口地区港湾整備が進められており、三陸沿岸地域の拠点都市としてさらなる発展が期待されています。

〇地区の南側には、レクリエーション施設であるフレアイランド尾崎岬があります。

◆景　観◆

〇大船渡港の東側に位置し、深い入り江状の湾と豊かな緑地資源によって、特徴的な景観を構成

しています。

◆自然環境◆

〇地区の東側に連なる山林と、盛川や大船渡湾の水辺空間を有しています。

（３）地区まちづくりの主要課題

〇災害危険区域の指定による土地利用の転換など、地域の活力と活性化につながる新たなまちづくりの展開が求められています。

〇豊かな自然環境の保全・活用を図っていくことが求められています。

２　地区づくりのテーマ

テーマ：東日本大震災により被災した区域を含めた新たなまちづくり
　　永浜・山口地区港湾整備を核とした産業の集積

３　地区整備の方針

（１）土地利用

〇既存の集落地や移転住宅地は、戸建住宅を主体とした住環境整備を進め、定住人口の増進を図ります。

〇東日本大震災による被災者の住まいを確保するため、移転住宅地や公営住宅の整備を進めます。

〇住宅再建の状況に応じた商業機能の配置と、地域交流拠点施設の設置を検討します。

〇永浜・山口地区については、物流拠点として港湾施設整備を進めるとともに、産業施設の集積など産業系土地利用の誘導を図ります。

〇東日本大震災により被災した区域は、地区のまちづくりの検討にあわせ、必要に応じて用途地域を見直します。

（２）交　通

〇津波からの安全性を確保した主要地方道大船渡綾里三陸線の代替路線の整備を促進します。

〇復興事業の進捗状況にあわせ、必要に応じて幹線道路網を見直します。

〇安全性や利便性を向上させるため、生活道路の改善に努めます。

〇災害時には避難路として機能する生活道路を整備し、防災性の向上を図ります。

〇公共交通の機能維持と利便性の向上を図り、地域住民の交通手段を確保します。

（３）公園・緑地

〇公園・緑地の適正な配置と防災機能の強化を図ります。

〇東日本大震災により被災した区域は、地区のまちづくりにあわせた公園・緑地の配置を検討します。

（４）その他の施設

〇水道施設の適切な維持管理に努めます。

〇下水道の整備を推進します。

３－４．赤崎地区

〇後ノ入川など河川の整備を促進します。

〇永浜・山口地区の港湾施設の整備を促進します。

〇赤崎小学校と赤崎中学校を高台に移転するとともに、その他の公共公益施設の整備を検討します。

（５）防災まちづくり

〇海岸保全施設の整備や盛川堤防の防災機能強化を促進します。

〇津波防災のための災害危険区域の指定により、住宅などの建築を制限するとともに、移転住宅地や公営住宅を整備し、安全なまちづくりを進めます。

〇不特定多数の人々が日常的に利用し、非常時には避難施設として活用される公共公益施設の不燃化・耐震化を促進します。

〇海岸部から高台への避難路や安全な避難場所を確保します。

（６）環境共生まちづくり

〇戸建住宅を中心としたゆとりある住環境を創出するため、道路や公園など都市基盤の整備・改修を促進します。

〇大船渡湾の水質汚濁に対する負荷低減を図ります。

フレアイランド尾崎岬

永浜・山口地区工業用地

地区整備の方針図(赤崎地区)

３－５．猪川・立根地区

１　現状と課題

（１）地区の概況と人口など

◆概　況◆

〇猪川地区（2,643ha）・立根地区（2,189ha）の合計面積（4,832ha）は、大船渡市域の面積（32,330ha）の約 14.9%を占めています。

〇市域の中央部から北側に位置しています。

◆人口・世帯◆

〇平成 14 年から 24 年までの地区人口の推移を見ると、この 10 年間に 1,237 人が増加し、増加率は 20.4%となっています。

〇世帯数を見ると、この 10 年間に 767 世帯が増加しています。

〇人口、世帯数とも東日本大震災による被災地からの転居に伴う増加が顕著に見られます。

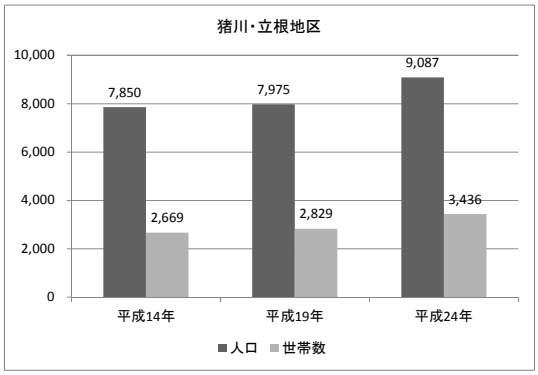

出典：住民基本台帳（各年９月 30 日）

（２）地区の特性

◆土地利用◆

〇国道 45 号など幹線道路の沿道には、住宅地をはじめ、商業サービス施設の立地が見られます。

〇比較的勾配が緩い平坦な地区には、農地が分布しています。

◆交　通◆

〇三陸沿岸道路のインターチェンジ（大船渡 IC 及び大船渡北 IC）や国道と県道の結接地点を有し、道路の交通条件に恵まれた地区となっています。

〇幹線道路は、国道 45 号、国道 107 号／397 号及び主要地方道大船渡綾里三陸線の３路線があり、これらを骨格として生活道路が配置されています。

◆都市計画◆

〇用途地域の指定状況は、国道 45 号の沿道が商業系、盛川沿いが工業系の用途地域となっています。また、その後背や立根川沿いは住居系の用途地域となっています。

◆主要な施設◆

〇岩手県の沿岸広域振興局（大船渡地域振興センター）や小・中学校、高校、福祉施設などが立地しています。

◆景　観◆

〇平坦地に見られる農地など、内陸部特有の良好な自然景観が形成されています。

◆自然環境◆

〇集落地の後背は山林となっており、良好な自然環境に囲まれています。

（３）地区まちづくりの主要課題

〇大船渡 IC 及び大船渡北 IC 周辺や幹線道路沿道の土地利用を適正に誘導していくことが求められています。

〇住宅地をはじめとする被災した沿岸部の都市施設や機能を確保していくことが求められています。

〇集落・生活環境を改善し、暮らしやすいまちづくりを展開していくことが求められています。

〇地区の農林業を振興するため、豊かな自然環境の保全・創造を図り、自然を活用していくまちづくりを展開していくことが求められています。

２　地区づくりのテーマ

テーマ：ロードサイド型商業地と移転住宅地による新たなまちづくり
　　農林業の振興

３　地区整備の方針

（１）土地利用

〇戸建住宅を主体とした低密度の住宅地を形成します。

〇東日本大震災による被災者の住まいを確保するため、公営住宅の整備を進めます。

〇国道 45 号の沿道は、ロードサイド型商業地としての土地利用を誘導します。

〇大船渡 IC の周辺は、周辺環境に配慮しながら、市の玄関口としての魅力向上や、交通利便性を生かす場として土地利用のあり方を検討します。

〇山林や農地を保全します。

（２）交　通

〇安全性や利便性を向上させるため、生活道路の改善に努めます。

〇公共交通の機能維持を図り、地区住民の交通手段を確保します。

（３）公園・緑地

〇（仮称）大船渡総合公園の整備を検討します。

〇公園・緑地の適正な配置を図ります。

（４）その他の施設

〇水道施設の適切な維持管理に努めます。

〇上水道の未給水区域の整備を推進します。

〇下水道の整備を推進します。

（５）防災まちづくり

〇不特定多数の人々が日常的に利用し、非常時には避難施設として活用される公共公益施設の不燃化・耐震化を促進します。

（６）環境共生まちづくり

〇盛川及び立根川の水質を保全します。

〇森林などの自然環境の保全・創造を図ります。

岩手県立福祉の里センター

立根川　桜並木

地区整備の方針図(猪川・立根地区)

３－６．末崎地区

１　現状と課題

（１）地区の概況と人口など

◆概　況◆

〇末崎地区の面積（1,493ha）は、大船渡市域の面積（32,330ha）の約 4.6%を占めています。

〇市域の最も南側に位置し、西側は陸前高田市と接しています。

〇地区内には、風光明媚な碁石海岸があり、本市の観光拠点となっています。

◆人口・世帯◆

〇平成 14 年から 24 年までの地区人口の推移を見ると、この 10 年間に 1,050 人が減少し、減少率は、19.0%となっています。

〇世帯数を見ると、この 10 年間に 75 世帯が減少していますが、人口に比べ減少率は低くなっています。

〇人口・世帯数とも東日本大震災による減少が顕著に見られます。

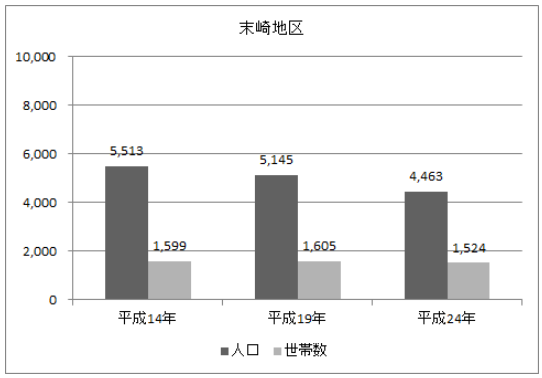

出典：住民基本台帳（各年９月 30 日）

（２）地区の特性

◆土地利用◆

〇三陸復興国立公園の中にある碁石海岸は、太平洋を一望できる人気の観光スポットとなっており、多くの観光客で賑わっています。

〇世界の椿館・碁石や碁石海岸キャンプ場、市立博物館、宿泊施設などの観光集客施設が立地しています。

〇主要な幹線道路沿いには、商業サービス施設の立地が見られます。

◆交　通◆

〇地区内にＪＲ大船渡線（BRT）の細浦駅と碁石海岸口駅があります。

〇幹線道路として、広域ネットワーク機能と生活道路機能を有する県道碁石海岸線と主要地方道大船渡広田陸前高田線が通っています。

◆都市計画◆

〇三陸復興国立公園を除く区域が都市計画区域となっており、用途地域が指定されていない地域となっています。

◆主要な施設◆

〇碁石海岸周辺には、観光・集客施設が多く分布しています。

〇平林など地区の高台に小・中学校や運動場が立地しています。

◆景　観◆

〇碁石海岸は、三陸のリアス海岸を眺望することができる本市の代表的な景勝地であり、多くの

観光客を集めています。

○豊かな緑地資源とリアス海岸を眺望する地形的条件により、特徴的な景観を構成しています。

◆自然環境◆

○海岸部における水辺の自然環境と山間部の山林など、豊かな自然環境があります。

（３）地区のまちづくり課題の整理

○災害危険区域の指定による土地利用の転換など、地域の活力と活性化につながるまちづくりの展開が求められています。

○観光拠点を充実させ、地区の振興を図るとともに、市全体の活性化に波及するまちづくりを展開していくことが求められます。

２　地区づくりのテーマ

テーマ：東日本大震災により被災した区域を含めた新たなまちづくり
観光拠点（碁石海岸）

３　地区整備の方針

（１）土地利用

○既存の集落地や移転住宅地は、戸建住宅を主体とした良好な居住環境の整備を進め、定住人口の増進を図ります。

○東日本大震災による被災者の住まいを確保するため、移転住宅地や公営住宅の整備を進めます。

○日常生活に必要な教育・医療福祉機能の維持と向上に努めます。

○日常生活に必要な商業機能の維持に努めます。

○山林や農地を保全します。

○三陸復興国立公園の代表的景勝地である碁石海岸周辺の自然環境の保全を図るとともに、観光・レクリエーションの振興を図る資源として有効活用します。

（２）交　通

○地域生活や観光集客の動線ネットワークを形成する、主要地方道大船渡広田陸前高田線と県道碁石海岸線の機能強化を促進します。

○復興事業の進捗状況にあわせ、必要に応じて幹線道路網を見直します。

○安全性や利便性を向上させるため、生活道路の改善に努めます。

○災害時には避難路として機能する生活道路を整備し、防災性の向上を図ります。

○公共交通の機能維持を図り、地区住民の交通手段を確保します。

（３）公園・緑地

○良好な住環境を形成し、周辺住民が利用しやすい公園・緑地を配置します。

○東日本大震災により被災した区域は、地区のまちづくりにあわせた公園・緑地の配置を検討します。

○都市公園の防災機能の強化を図ります。

３－６．末崎地区

（４）その他の施設

〇水道施設の適切な維持管理に努めます。

（５）防災まちづくり

〇海岸保全施設の整備を促進します。

〇津波防災のための災害危険区域の指定により、住宅などの建築を制限するとともに、移転住宅地や公営住宅を整備し、安全なまちづくりを進めます。

〇不特定多数の人々が日常的に利用し、非常時には避難施設として活用される公共公益施設の不燃化・耐震化を促進します。

〇海岸部から高台への避難路や安全な避難場所を確保します。

（６）環境共生まちづくり

〇穴通磯をはじめ特徴的な景観を有する三陸復興国立公園の自然環境の保全を図るとともに、観光資源として有効活用します。

〇森林などの自然環境の保全を図ります。

碁石海岸　穴通磯

市立博物館

世界の椿館碁石

碁石海岸キャンプ場

地区整備の方針図(末崎地区)

３－７．日頃市地区

１　現状と課題

（１）地区の概況と人口など

◆概　況◆

〇日頃市地区の面積（7,430ha）は、大船渡市域の面積（32,330ha）の約 23.0%を占めています。

〇市域の北端に位置し、北西側は住田町と接しています。

〇地区の北側には、五葉山県立自然公園があり、観光・レクリエーションの拠点となっています。

◆人口・世帯◆

〇平成 14 年から 24 年までの地区人口の推移を見ると、この 10 年間に 357 人が減少し、減少率は 15.1%となっています。

〇世帯数を見ると、この 10 年間に７世帯の減少であり、ほぼ横ばいの状況となっています。

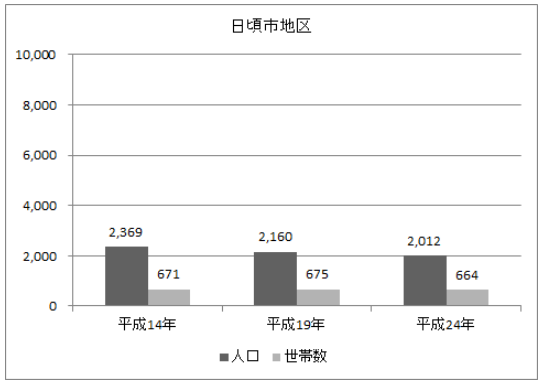

出典：住民基本台帳（各年９月 30 日）

（２）地区の特性

◆土地利用◆

〇国道 107 号／397 号と県道唐丹日頃市線の沿道には、住宅地や商業サービス施設の立地が見られます。

〇内陸に位置する地区であり、傾斜の緩い平坦地には農地の利用が広がっています。

◆交　通◆

〇幹線道路は、国道 107 号／397 号と県道唐丹日頃市線の２路線が通っており、これらを骨格として生活道路が配置されています。

〇貨物引込み線の岩手開発鉄道が運行されています。

◆都市計画◆

〇猪川・立根地区に接する南側の一部が都市計画区域となっており、用途地域が指定されていない地域となっています。

◆主要な施設◆

〇地区内には、地区公民館や小・中学校が立地しています。

〇長安寺などの貴重な歴史・文化資源があります。

〇盛川沿いの水害防除と地域の治水・利水を図るため、鷹生ダムが設置されています。

◆景　観◆

〇五葉山県立自然公園などの山林を背景とした集落地や農地が里山風景を形成しています。

◆自然環境◆

〇集落地の後背に広がる山林や盛川など、豊かな自然環境を有しています。

３－７．日頃市地区

（３）地区のまちづくり課題の整理

〇集落・生活環境を改善し、暮らしやすいまちづくりを展開していくことが求められています。

〇地区の主産業である農林業を振興するため、豊かな自然環境の保全・創造を図り、自然を活用したまちづくりを展開していくことが求められています。

〇東北随一の高さを誇る長安寺の山門や、三陸沿岸の最高峰である五葉山など、地区固有の資源を生かした地域振興を図っていくことが重要です。

２　地区づくりのテーマ

テーマ：歴史的景観を生かした環境と共生するまちづくり
　　農林業の振興

３　地区整備の方針

（１）土地利用

〇既存集落地における生活環境の改善に努めるとともに、人口減少や高齢化に対応する住宅施策の取組を検討します。

〇地区公民館を核にしたまちづくりを促進します。

〇日常生活に必要な教育・医療福祉機能の維持と向上に努めます。

〇日常生活に必要な商業機能の維持に努めます。

〇山林や農地を保全します。

〇五葉山県立自然公園の自然環境の保全を図るとともに、観光・レクリエーションの振興を図る資源として有効活用していきます。

（２）交　通

〇安全性や利便性を向上させるため、生活道路の改善に努めます。

〇公共交通の機能維持を図り、地区住民の交通手段を確保します。

（３）その他の施設

〇水道施設の適切な維持管理に努めます。

〇上水道の未給水区域の整備を推進します。

〇鷹生ダム周辺の整備を促進します。

（４）防災まちづくり

〇不特定多数の人々が日常的に利用し、非常時には避難施設として活用される公共公益施設の不燃化・耐震化を促進します。

〇国道 107 号／397 号と県道唐丹日頃市線の防災機能の強化を促進します。

（５）環境共生まちづくり

〇長安寺周辺などの歴史的景観の保全と活用を図ります。

〇五葉牧野の太陽光発電施設（メガソーラー発電所）と連携し、市民の環境意識の高揚に努めます。

〇盛川の水質を保全します。

〇森林などの自然環境の保全・創造を図ります。

五葉山県立自然公園

長安寺

鷹生ダム

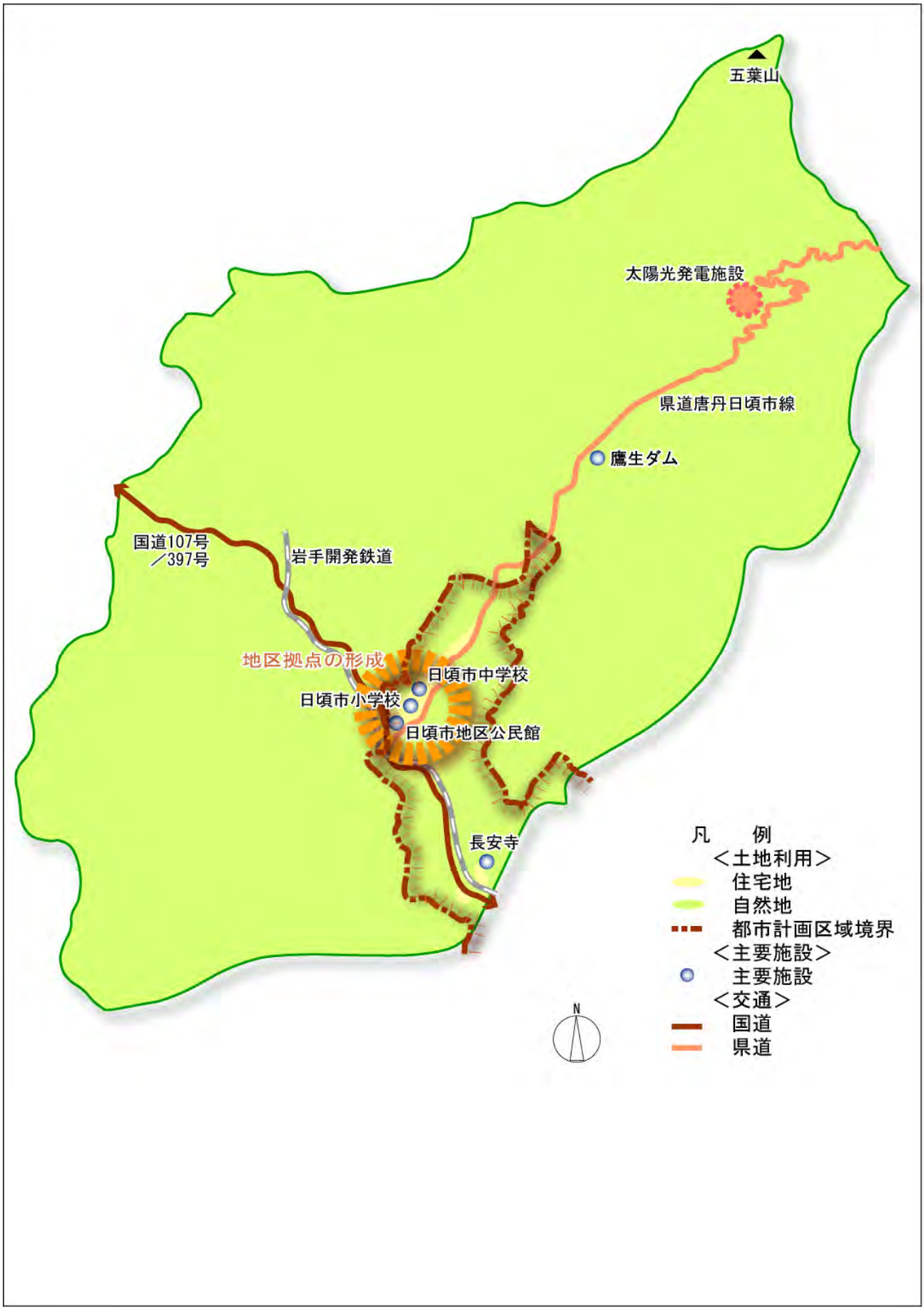

地区整備の方針図(日頃市地区)

３－８．綾里地区

１　現状と課題

（１）地区の概況と人口など

〇綾里地区の面積（3,478ha）は、大船渡市域の面積（32,330ha）の約 10.8%を占めています。

〇岬の先端を中心として三陸復興国立公園に指定され、変化に富んだ海岸線を有しています。

◆人口・世帯◆

〇平成 14 年から 24 年までの地域人口の推移を見ると、この 10 年間に 524 人が減少し、減少率は、16.2%となっています。

〇世帯数を見ると、この 10 年間に 19 世帯の減少であり、ほぼ横ばいの状況となっています。

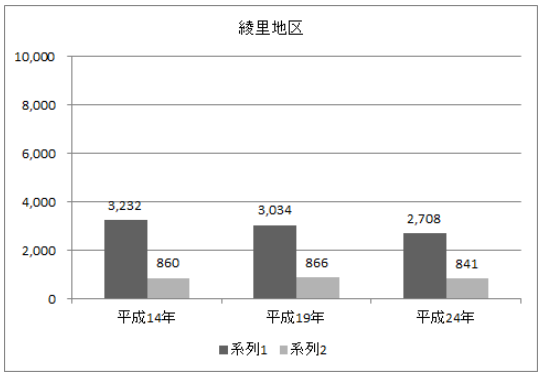

出典：住民基本台帳（各年９月 30 日）

（２）地区の特性

◆土地利用◆

〇三陸鉄道南リアス線の綾里駅周辺に地区の中心的な集落地が形成されており、生活を支える商業サービス施設や公共公益施設が立地しています。

〇海岸部には、漁港や漁業関連施設の立地があり、豊かな海の恵みを生かした土地利用が図られています。また、一部には宿泊施設の立地も見られます。

◆交　通◆

〇地区内に三陸鉄道南リアス線の綾里駅と恋し浜駅があります。

〇地区の骨格を形成する主要地方道大船渡綾里三陸線において、白浜・小石浜間の整備が進められています。

◆都市計画◆

〇全域が都市計画区域外となっています。

◆主要な施設◆

〇地区の生活や産業活動に必要な多くの公共公益施設が綾里駅周辺に集積しています。

〇平成 21 年に駅名変更を遂げた三陸鉄道南リアス線の「恋し浜駅」は、新しい観光拠点となっています。

◆景　観◆

〇変化に富んだ海岸線や内陸部の山林により、良好な自然景観が形成されています。

◆自然環境◆

〇三陸復興国立公園に指定されている海岸部や内陸部の山林など、豊かな自然環境を有しています。

（３）地区のまちづくり課題の整理

〇東日本大震災により被災した区域を含め、地域の活力と活性化につながる新たなまちづくりの展開が求められています。

〇快適で潤いのある集落・生活環境形成のため、集落排水施設や集落道、広場整備などによる暮らしやすいまちづくりが求められています。

〇海水浴場や地域ブランド化した「恋し浜ホタテ」などの、地区固有の資源を生かしたまちづくりが求められています。

〇良好な自然環境を保全していくことが重要です。

２　地区づくりのテーマ

テーマ：東日本大震災により被災した区域を含めた新たなまちづくり
　　生活の利便性向上と環境の維持・改善

３　地区整備の方針

（１）土地利用

〇集落地の実情に応じた生活環境の改善に努めるとともに、人口減少や高齢化に対応する施策を検討します。

〇東日本大震災による被災者の住まいを確保するため、移転住宅地や公営住宅の整備を進めます。

〇日常生活に必要な教育・医療福祉機能の維持と向上に努めます。

〇日常生活に必要な商業機能の維持に努めます。

〇山林や農地を保全します。

〇東日本大震災により被災した区域の土地利用と合わせ、新たなまちづくりの検討を進めます。

（２）交　通

〇主要地方道大船渡綾里三陸線の改良整備を促進します。

〇安全性や利便性を向上させるため、生活道路の改善に努めます。

〇災害時には避難路として機能する生活道路を整備し、防災性の向上を図ります。

〇公共交通の機能維持を図り、地区住民の交通手段を確保します。

（３）その他の施設

〇綾里川など河川の整備を促進します。

〇簡易水道施設の適切な維持管理に努めます。

〇下水道の整備を推進します。

（４）防災まちづくり

〇海岸保全施設の整備を促進します。

〇津波防災のための災害危険区域の指定により、住宅などの建築を制限するとともに、移転住宅

３－８．綾里地区

地や公営住宅を整備し、安全なまちづくりを進めます。

○不特定多数の人々が日常的に利用し、非常時には避難施設として活用される公共公益施設の防災機能の強化を進めます。

○海岸部から高台への避難路や安全な避難場所を確保します。

（５）環境共生まちづくり

○三陸海岸の象徴であるリアス海岸の自然環境や景観を保全するとともに、豊かな自然を活用したまちづくりを促進します。

○森林などの自然環境の保全・創造を図ります。

三陸鉄道南リアス線　恋し浜駅

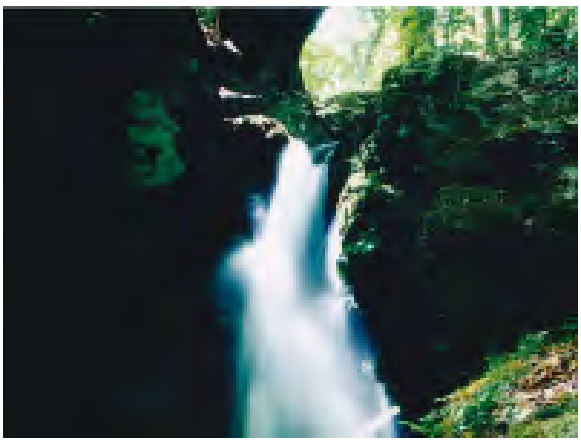

不動滝

綾里地区生産物直売所

地区整備の方針図(綾里地区)

３－９．越喜来地区

１　現状と課題

（１）地区の概況と人口など

〇越喜来地区の面積（5,364ha）は、大船渡市域の面積（32,330ha）の約 16.6%を占めています。

〇旧三陸町地域の中心的な地区となっています。

〇三陸復興国立公園に指定されている変化に富んだ海岸線や、観光・レクリエーションの場でもある夏虫山などがあります。

◆人口・世帯◆

〇平成 14 年から 24 年までの地域人口の推移を見ると、この 10 年間に 832 人が減少し、減少率は、24.3%となっています。

〇世帯数を見ると、この 10 年間に 206 世帯の減少となっています。

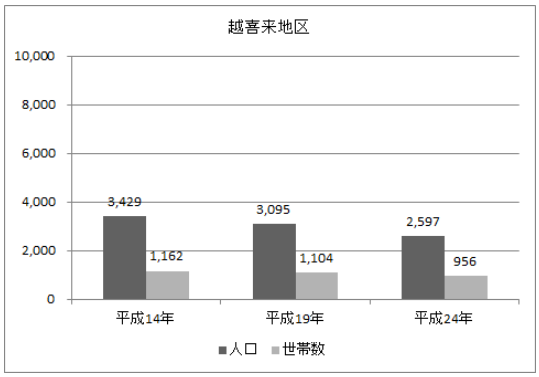

出典：住民基本台帳（各年９月 30 日）

（２）地区の特性

◆土地利用◆

〇市役所三陸支所周辺に地区の中心的な集落地が形成されており、生活を支える商業サービス施設や公共公益施設が立地しています。

〇各漁港周辺には集落地が形成されています。

〇海岸部には漁港や漁業関連施設の立地があり、豊かな海の恵みを生かした土地利用が見られます。また、一部には旅館や民宿などの宿泊施設の立地も見られます。

◆交　通◆

〇地区内に三陸鉄道南リアス線の甫嶺駅と三陸駅があります。

〇国道 45 号や主要地方道大船渡綾里三陸線、県道崎浜港線が地区の骨格を形成しています。

〇三陸沿岸道路の整備により、広域間ネットワークの強化や地域の交通環境の改善が期待されています。

◆都市計画◆

〇全域が都市計画区域外となっています。

◆主要な施設◆

〇地区の生活や産業活動に必要な多くの公共公益施設が市役所三陸支所周辺に集積しています。

〇北里大学海洋生命科学部は、東日本大震災後に移転しています。

〇国道 45 号の沿道には道の駅「さんりく」があり、多くの利用客で賑わっています。

◆景　観◆

〇変化に富んだ海岸線や内陸部の山林により、良好な自然景観が形成されています。

３－９．越喜来地区

◆自然環境◆

〇三陸復興国立公園に指定されている海岸部や内陸部の山林など、豊かな自然環境を有しています。

（３）地区のまちづくり課題の整理

〇東日本大震災により被災した区域を含め、地域の活力と活性化につながる新たなまちづくりの展開が求められています。

〇快適で潤いある集落・生活環境形成のため、集落排水施設や集落道、広場整備などによる暮らしやすいまちづくりが求められています。

〇三陸沿岸道路や国道４５号などの幹線道路、三陸鉄道南リアス線などの公共交通網を生かした、地域の活性化につながるまちづくりが求められています。

〇市内唯一の道の駅や鹿の森公園施設など、地区の観光資源を生かした地域振興が求められています。

〇良好な自然環境を保全していくことが重要です。

２　地区づくりのテーマ

テーマ：東日本大震災により被災した区域を含めた新たなまちづくり
　　生活の利便性向上と環境の維持・改善

３　地区整備の方針

（１）土地利用

〇集落地の実情に応じた生活環境の改善に努めるとともに、人口減少や高齢化に対応する施策を検討します。

〇東日本大震災による被災者の住まいを確保するため、移転住宅地や公営住宅の整備を進めます。

〇日常生活に必要な教育・医療福祉機能の維持と向上に努めます。

〇日常生活に必要な商業機能の維持に努めます。

〇山林や農地を保全します。

〇夏虫山は観光・レクリエーションの場として有効活用します。

〇東日本大震災により被災した区域の土地利用と合わせ、新たなまちづくりの検討を進めます。

（２）交　通

〇津波からの安全性を確保した、主要地方道大船渡綾里三陸線と県道崎浜港線の改良整備を促進します。

〇安全性や利便性を向上させるため、生活道路の改善に努めます。

〇災害時には避難路として機能する生活道路を整備し、防災性の向上を図ります。

〇公共交通の機能維持を図り、地区住民の交通手段を確保します。

（３）その他の施設

〇浦浜川など河川の整備を促進します。

〇簡易水道施設の適切な維持管理に努めます。

〇下水道の整備を推進します。

〇越喜来小学校を高台に移転するとともに、市役所三陸支所の周辺に生活を支える商業サービス施設や公共公益施設の集積を促進します。

〇北里大学海洋生命科学部などと連携し、既存施設の利用の検討を進めます。

（４）防災まちづくり

〇海岸保全施設の整備を促進します。

〇津波防災のための災害危険区域の指定により、住宅などの建築を制限するとともに、移転住宅地や公営住宅を整備し、安全なまちづくりを進めます。

〇不特定多数の人々が日常的に利用し、非常時には避難施設として活用される公共公益施設の防災機能の強化を進めます。

〇海岸から高台への避難路や安全な避難場所を確保します。

（５）環境共生まちづくり

〇三陸海岸の象徴であるリアス海岸の自然環境や景観を保全するとともに、豊かな自然を活用したまちづくりを進めます。

〇森林などの自然環境の保全・創造を図ります。

三陸大王杉

夏虫山からの眺望

地区の観光資源

地区整備の方針図(越喜来地区)

３－10．吉浜地区

１　現状と課題

（１）地区の概況と人口など

〇吉浜地区の面積（4,878ha）は、大船渡市域の面積（32,330ha）の約 15.1％を占めています。

〇市域の北部に位置し、北側は釜石市と接しています。

〇海岸部の三陸復興国立公園をはじめ、東北 25 景勝に指定されている千歳海岸など、風光明媚な自然景観が広がっています。

◆人口・世帯◆

〇平成 14 年から 24 年までの地域人口の推移を見ると、この 10 年間に 118 人が減少し、減少率は、7.7%となっています。

〇世帯数を見ると、この 10 年間に 28 世帯が増加しています。

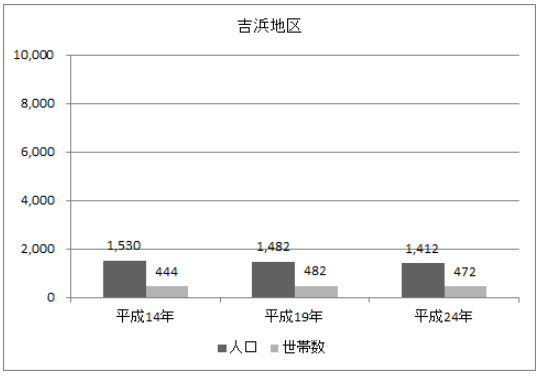

出典：住民基本台帳（各年９月 30 日）

（２）地区の特性

◆土地利用◆

〇三陸鉄道南リアス線の吉浜駅周辺に地区の中心的な集落地が形成されており、生活を支える商業サービス施設や公共公益施設が立地しています。

〇漁港周辺には大規模農地や集落地が形成されています。

〇海岸部には漁港や漁業関連施設の立地があり、豊かな海の恵みを生かした土地利用が見られます。また、平坦部にはまとまった農地が広がっています。

◆交　通◆

〇地区内に三陸鉄道南リアス線の吉浜駅があります。

〇国道 45 号が地区の骨格を形成しています。

〇三陸沿岸道路の整備が進められており、広域間ネットワークの強化や地域の交通環境の改善が期待されています。

◆都市計画◆

〇全域が都市計画区域外となっています。

◆主要な施設◆

〇吉浜駅周辺に地区の生活や産業活動に必要な多くの公共公益施設が集積しています。

◆景　観◆

〇変化に富んだ海岸線や内陸部の山林により、良好な自然景観を形成しています。

◆自然環境◆

〇三陸復興国立公園に指定されている海岸部や内陸部の山林など、豊かな自然環境を有しています。

（３）地区のまちづくり課題の整理

〇東日本大震災により被災した区域を含め、地域の活力と活性化につながる新たなまちづくりの展開が求められています。

〇海水浴場などの観光資源の復旧や、それらを生かしたまちづくりが求められています。

〇農地区画整理事業での農地復旧や、農林業の振興によるまちづくりが求められています。

〇三陸沿岸道路や国道４５号などの幹線道路、三陸鉄道南リアス線などの公共交通網を生かした、地域の活性化につながるまちづくりが求められています。

〇良好な自然環境を保全していくことが重要です。

２　地区づくりのテーマ

テーマ：農業拠点＜中山間地整備による農業基盤整備＞
生活の利便性向上と環境の維持・改善

３　地区整備の方針

（１）土地利用

〇集落地の実情に応じた生活環境の改善に努めるとともに、人口減少や高齢化に対応する施策を検討します。

〇日常生活に必要な教育・医療福祉機能の維持と向上に努めます。

〇日常生活に必要な商業機能の維持に努めます。

〇山林や農地を保全します。

〇東日本大震災により被災したまとまりのある農地は、営農環境の復旧・改善を図ります。

〇夏虫山、大窪山（大窪渓谷）は、観光・レクリエーションの場として有効活用します。

（２）交　通

〇三陸沿岸道路の整備を促進します。

〇安全性や利便性を向上させるため、生活道路の改善に努めます。

〇公共交通の機能維持を図り、地区住民の交通手段を確保します。

（３）その他の施設

〇吉浜川など河川の整備を促進します。

〇簡易水道施設の適切な維持管理に努めます。

〇下水道の整備を推進します。

（４）防災まちづくり

〇海岸保全施設の整備を促進します。

〇津波防災のための災害危険区域の指定により、住宅などの建築を制限し、安全なまちづくりを進めます。

３－10．吉浜地区

〇不特定多数の人々が日常的に利用し、非常時には避難施設として活用される公共公益施設の防災機能の強化を進めます。

〇海岸部から高台への避難路や安全な避難場所を確保します。

（５）環境共生まちづくり

〇三陸海岸の象徴であるリアス海岸の自然環境や景観を保全するとともに、豊かな自然を活用したまちづくりを進めます。

〇森林などの自然環境の保全・創造を図ります。

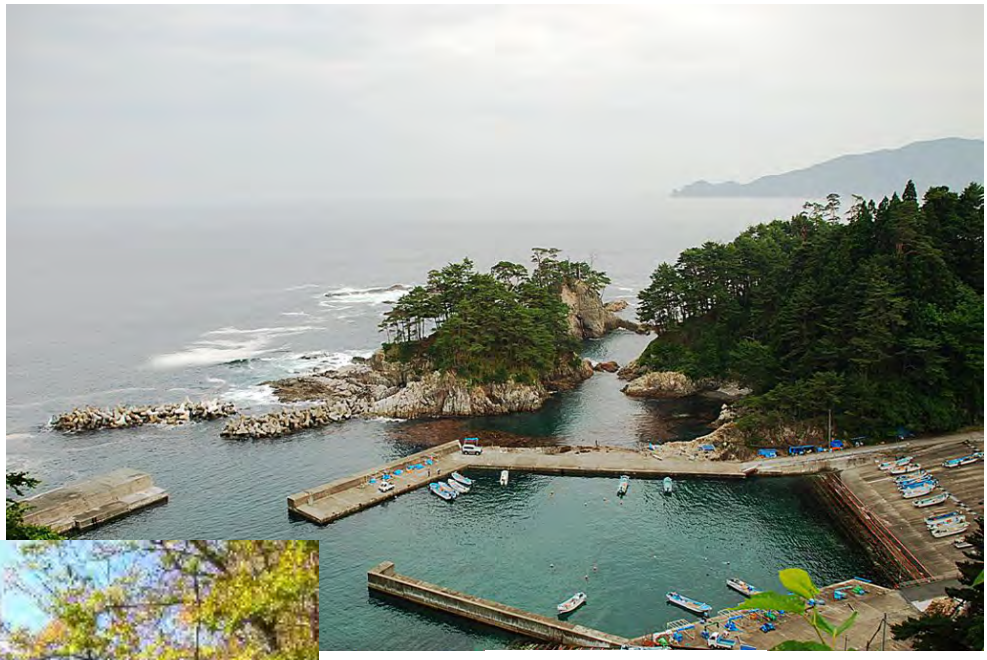

千歳海岸

大窪渓谷

もりの学び舎

地区整備の方針図(吉浜地区)

第４章　実現化に向けて

４－１．段階的な整備方策

（１）当面の整備方針

〇平成 32 年度までの都市整備は、主に復興計画に基づくまちづくりを進めていきます。

〇復興事業によるまちづくりを円滑に進めるため、都市計画の各種制度を活用します。

《復興事業を支援する主な都市計画》

①土地利用に関する都市計画の決定、変更

・用途地域

・地区計画

②都市施設に関する都市計画の決定、変更

・都市計画道路

・都市公園、都市緑地

・一団地の津波防災拠点市街地形成施設

③市街地開発事業

・土地区画整理事業

（２）中長期の整備方針

〇復興計画に基づく事業が完了した後、本市のさらなる発展を目指すまちづくりを進めるための都市計画のあり方を検討していきます。

〇地区住民の意見を適切に反映しながら、各地区の計画を策定していきます。

〇復興事業の進捗などに応じて、適時適切な計画の見直しを行います。

４－２．実現化に向けた取組

（１）協働によるまちづくり

１）役割分担

協働によるまちづくりの推進に当たっては、市民、事業者、行政が相互信頼のもと、それぞれの果たすべき役割や責任分担などを明確にしていく必要があります。

○市民の役割

市民は、まちづくりの主役として地域の特性や課題を認識し、これからのまちのあり方を考え、まちづくりに主体的に参加する意識を高めていくことが重要です。

また、市民一人ひとりがまちの一員として、よりよいまちづくりにつながる活動などに積極的に関わっていく必要があります。

《市民の責務》

・まちづくりへの主体的な取組
・市が行うまちづくり施策への積極的な参画

○事業者の役割

事業者は、地域社会の重要な構成員として地域の目指すべきまちづくりの方向性を尊重するとともに、事業活動を展開していく際には市民や行政との協力関係を築きながら、よりよいまちづくりに積極的に参画していく必要があります。

《事業者の責務》

・まちづくりへの主体的な取組
・市が行うまちづくり施策への積極的な参画

○行政の役割

行政は、都市計画マスタープランを実現するためにあらゆる整備手法や制度を検討し、施策を推進していくとともに、市民、事業者と連携し、協働によるまちづくりを推進するための仕組みづくりを進めていく必要があります。

《市の責務》

・総合的なまちづくり施策の立案、推進
・市民によるまちづくりに対する支援

２）協働によるまちづくりのための仕組みづくり

市民を主体としたまちづくりを推進していくためには、まちづくり活動の体制を整備し、地域における活動の担い手の育成を図るとともに、自主的な活動を支援する必要があります。

○まちづくりに関する情報の提供

まちづくりに関する情報の共有化を図るため、アンケート調査の実施、広報やホームページなどによる情報提供をより充実していきます。

また、地域やテーマごとのワークショップの開催、各種イベントの実施などにより、市民のまちづくりに関する意識の高揚に努めていきます。

○まちづくり活動への支援

まちづくりに主体的に取組もうとしている市民の調査や研究・提案などに対し、専門家の派遣や活動費用の助成、活動スペースの提供など、様々な支援を検討していきます。

○まちづくりを推進する人材の育成

まちづくりを進めていくうえで、中心的役割を担う市民の存在が大きな力となることから、高い意欲と関心を持った市民に対して、まちづくりへの参加機会の確保や、継続的な情報提供などにより、人材育成に努めていきます。

○まちづくり条例などの制定

市民との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度として、まちづくり条例などの制定を検討していきます。

（２）庁内組織体制の充実

都市計画マスタープランを実現していくためには、より詳細な部門別計画などとの相互連携を図る必要があります。庁内関係部署の横断的な連絡体制の強化を図るとともに、ハードとソフトが融合した総合的かつ一体的なまちづくりを展開していきます。

また、地方分権の進展や、複雑かつ多様化するまちづくりの課題に取組むために、弾力的で柔軟な組織づくりに努めるとともに、研修などの充実により、職員の知識と能力のさらなる向上に努めていきます。

（３）関係機関などとの連携・協議

まちづくりの計画や事業の推進に当たっては、広域的な道路整備や自然環境の保全など、周辺都市や岩手県が所管する事項と密接に関わる部分も少なくありません。このため、まちづくりの施策を推進していくために、国や岩手県、近隣自治体をはじめ、警察、消防など関係する諸機関との連携強化を図っていきます。特に近隣自治体とは、三陸沿岸地域全体のまちづくりを考える中で、施策や事業の協議・調整を行っていきます。

参　考

【都市計画マスタープラン策定経緯】

平成 25 年9月	大船渡都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会設置
平成 25 年 10 月	平成 25 年度第２回都市計画審議会 改定方針及びスケジュールについて
平成 25 年 11 月	第１回策定委員会 都市計画マスタープランの改定(素案)について
平成 26 年１月	第２回策定委員会 都市計画マスタープランの改定（素案）について
平成 26 年１月	第３回策定委員会 都市計画マスタープランの改定（素案）について
平成 26 年３月	第４回策定委員会 都市計画マスタープラン改定（素案）について
平成 26 年３月	岩手県との協議
（被災跡地土地利用方針と整合を図るための調整期間）	
平成 27 年 11 月	大船渡市議会全員協議会（立案過程における報告） 都市計画マスタープラン改定（案）について
平成 27 年 12 月	住民説明会の開催
平成 27 年 12 月	パブリックコメントの実施（意見の提出４件 12 項目）
平成 28 年１月	第５回策定委員会 都市計画マスタープラン最終案の決定
平成 28 年１月	都市計画マスタープラン最終案縦覧（意見書の提出なし）
平成 28 年２月	平成 27 年度第１回大船渡市都市計画審議会（諮問） 都市計画マスタープラン最終案について
平成 28 年２月	大船渡市議会（策定について報告）

大船渡市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会設置要領

（目的及び設置）

第１条　本市における都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の２第１項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）並びに都市緑地法（昭和48年法律第72号）第４条第１項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、大船渡市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴ 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の検討に関すること。

⑵ 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に係る関係部署等との調整に関すること。

⑶ 前２号に掲げる事項のほか、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に必要なこと。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、災害復興局長の職にある者をもって充てる。

３　副委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

４　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

２　委員長以外の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その所属する職員を代理として会議に出席させることができる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、災害復興局土地利用課及び都市整備部住宅公園課において処理する。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要領は、平成25年９月18日から施行する。

大船渡市都市計画マスタープラン

発行：大船渡市
編集：災害復興局土地利用課
平成28年３月
〒022-8501　岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15
TEL　（0192）27-3111